

平成22年 9 月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録  
平成22年 9 月16日～17日

場 所 第2委員会室

平成22年 9月16日（木曜日）

午前 9 時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成22年度宮崎県一般会計補正  
予算（第 7 号）
- 議案第 4 号 宮崎県口蹄疫振興対策基金条例
- 議案第 5 号 宮崎県税条例の一部を改正する  
条例
- 議案第 7 号 職員の旅費に関する条例の一部  
を改正する条例
- 議案第 9 号 宮崎県住民基本台帳法施行条例  
の一部を改正する条例
- 議案第15号 訴えの提起について
- 請願第39号 司法修習生給費制存続の意見書  
提出を求める請願
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・口蹄疫からの再生・復興方針について
  - ・平成22年度政策評価の実施について
  - ・新たな県総合計画の策定状況について
  - ・宮崎県産業科学技術振興指針の改定について
  - ・平成22年国勢調査の実施について
  - ・鳥獣被害対策緊急プロジェクトの実施状況に  
ついて
  - ・「霧島ジオパーク」の日本ジオパーク認定につ  
いて
  - ・今後の行財政改革の検討について
  - ・宮崎県口蹄疫対策検証委員会の設置について

出席委員（9人）

委 員 長 押 川 修 一 郎  
副 委 員 長 河 野 哲 也  
委 員 中 村 幸 一

委 員 横 田 照 夫  
委 員 松 村 悟 郎  
委 員 井 上 紀 代 子  
委 員 鳥 飼 謙 二  
委 員 前 屋 敷 恵 美  
委 員 武 井 俊 輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県 民 政 策 部 長 山 下 健 次  
県 民 政 策 部 次 長 土 持 正 弘  
（ 政 策 担 当 ）  
県 民 政 策 部 次 長 江 上 仁 訓  
（ 県 民 生 活 担 当 ）  
部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長 永 山 英 也  
部 参 事 兼 秘 書 広 報 課 長 亀 田 博 昭  
統 計 調 査 課 長 大 野 保 郎  
総 合 交 通 課 長 中 田 哲 朗  
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長 山 内 武 則  
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長 大 脇 泰 弘  
文 化 文 教 ・ 国 際 課 長 安 井 伸 二  
人 権 同 和 对 策 課 長 吉 田 正 彦  
情 報 政 策 課 長 金 丸 裕 一  
広 報 企 画 監 津 曲 睦 己  
交 通 ・ 地 域 安 全 对 策 監 柳 田 勇

総 務 部

総 務 部 長 稲 用 博 美  
総 務 部 次 長 四 本 孝  
（ 総 務 ・ 職 員 担 当 ）  
総 務 部 次 長 岡 田 英 治  
（ 財 務 ・ 市 町 村 担 当 ）  
危 機 管 理 局 長 甲 斐 睦 教

部参事兼総務課長 緒 方 文 彦  
人 事 課 長 桑 山 秀 彦  
行政経営課長 大 坪 篤 史  
財 政 課 長 日 隈 俊 郎  
部参事兼税務課長 永 田 裕 志  
市町村課課長補佐 福 嶋 清 美  
総務事務センター課長 假 屋 宗 春  
危機管理課長 金 井 嘉 郁  
消 防 保 安 課 長 山之内 点

---

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹 馬 場 輝 夫  
議 事 課 主 査 大 下 香

---

○押川委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時1分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今回提案している議案等につきまして、概要を御説明いたします。

今回お願いしております議案は、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」及び議案第4号「宮崎県口蹄疫復興対策基金条例」であります。

お手元の総務政策常任委員会資料により御説明をいたします。

委員会資料の1ページをお願いいたします。今回お願いしております県民政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の一番下、合計で31億2,164万3,000円の増額であります。これは、後ほど御説明いたします口蹄疫復興対策等に伴う補正であります。補正後の県民政策部の一般会計予算額は、145億8,662万8,000円となります。

具体的な事業につきましては、後ほど、担当課長から御説明いたします。

次に、議案第4号「宮崎県口蹄疫復興対策基金条例」についてであります。

議案書をごらんいただきますと、議案第4号という赤いインデックスがついておるかと思いますが、こちらをごらんいただきたいと思っております。議案書の13ページになりますけれども、これは、口蹄疫対策特別措置法第23条を踏まえまして、口蹄疫からの復興等に係る事業を一体的かつ継続的に実施するための基金を創設する条例であります。

次に、その他の報告事項について御報告を申し上げます。

先ほどの常任委員会資料に戻っていただきまして、目次を開いていただいて左側ですけれども、Ⅲにその他の報告事項6件を掲げております。6件のほかに追加で1件ありますが、後ほど、御説明いたします。

まず、口蹄疫からの再生・復興方針についてであります。県では、6月末に庁内に口蹄疫復興対策本部を設置するとともに、市町村や経済

団体に参加をいただき、口蹄疫復興対策連絡会議を発足させ、官民一体となって口蹄疫被害からの再生・復興に取り組んでいくこととしたところであります。市町村や経済団体の意見・要望も踏まえまして、今後の復興に向けた具体的な取り組み内容についての方針を取りまとめましたので、その内容について御説明するものであります。

次の報告事項は、平成22年度政策評価の結果についてであります。平成22年度政策評価につきまして、その結果を取りまとめ、先日公表いたしましたので、その概要を御報告するものであります。

次、3番目ですが、新たな県総合計画の策定状況についてであります。新たな県総合計画に関しましては、本年4月の常任委員会におきまして、第2回目の総合計画審議会の開催状況等につきまして、御説明をさせていただきました。今回は、8月5日、6日に総合計画審議会第1回目の専門部会を開催し、また、8月下旬には、市町村長との意見交換会を開催しました。その概要等を含めまして、現在の状況を御説明するものであります。

次に、宮崎県産業科学技術振興指針の改定についてであります。平成13年3月に策定をいたしました現行の指針が本年度で終期を迎え、現在、指針の見直しを行っておりますので、その方針等について御報告をするものであります。

次に、平成22年国勢調査の実施についてであります。調査日の10月1日まで残すところ約2週間となりました。来週には調査員による各世帯の訪問、調査票の配布が始まりますが、この国勢調査の概要等について御説明をさせていただきます。

次に、鳥獣被害対策につきまして、本年度か

ら、新たに、県民政策部、環境森林部、農政水産部を中心とした部局連携により取り組んでおります鳥獣被害対策緊急プロジェクトの実施状況につきまして、御報告をするものであります。

それから、目次には載っておりませんが、追加で1件の報告事項がございます。お手元にA4一枚で霧島ジオパークの関係をお配りしておると思いますが、「霧島ジオパーク」の日本ジオパーク認定についてということで、一昨日、9月14日に霧島ジオパークが日本ジオパークとして認定をされましたことについて、御報告をするものでございます。

以上の報告事項の詳細につきましては、後ほど、担当課長から御説明を申し上げます。

私からの説明は以上であります。

**○永山総合政策課長** 総合政策課でございます。まず、総合政策課の平成22年度9月補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

お手元の平成22年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックス「総合政策課」、3ページでございます。総合政策課の補正額は、30億円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、40億1,083万2,000円となります。

補正予算の内容につきましては、5ページでございます。(事項)口蹄疫復興対策費、1の㊦口蹄疫復興対策基金設置事業30億円であります。内容につきまして、特別議案として宮崎県口蹄疫復興対策基金条例もお願いをしておりますので、一緒に説明をさせていただきます。

常任委員会資料にお戻りいただき、2ページをお開きください。㊦口蹄疫復興対策基金設置事業であります。

まず、1の設置目的ですが、口蹄疫対策特別措置法第23条の規定を踏まえまして、県内経済

及び県民生活の早期の復興及び再建を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置等を一体的かつ継続的に実施することを目的としております。

2の基金の概要であります。積立額として30億円、事業期間は、今年度から平成26年度としております。

対象事業につきましては、3ページに掲げております。①、畜産業や関連事業者の経営、生活再建のための事業、②、畜産から耕種への転換や6次産業化、農商工連携等を図る事業、③のイメージ回復、④の環境対策、さらに⑤や⑥の市町村や経済団体等が行う地域再生・復興への支援、さらに⑦、県内経済の回復、雇用の維持を図るための事業、⑧、その他の事業と予定しているところでございます。条例案につきましては、4ページから5ページにも記載をしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

補正予算及び条例案につきましては、以上でございます。

次に、口蹄疫からの再生・復興方針について説明をさせていただきます。

別添でお配りしております資料の中から、右肩に資料1と振っております8月19日付の口蹄疫からの再生・復興方針でございます。

1枚めくっていただきまして目次をごらんください。Ⅰの「はじめに」の部分では、口蹄疫の発生状況及び経過等を記載しております。それから、Ⅱで口蹄疫の影響の分析を行いました。Ⅲが再生・復興の基本方針でございますが、まず1番で目標を定めて、それ以下、個別項目になりますが、本県畜産の再生、ブランドとイメージの回復、経済・雇用対策、環境対策、さらに地域振興対策という項目にしております。

7ページをごらんください。再生・復興の基本方針として、今回、目標を3つ決めました。①が早急な県内経済の回復、県民生活の回復ということで、これは緊急的に対応の必要があるというふうに考えております。②が全国のモデルとなる畜産の再構築（本県畜産の新生）としておりますが、今回の経験を生かして、防疫や環境にも配慮した全国のモデルとなるような畜産を再構築したいということでございます。③が、産業構造・産地構造の転換を掲げました。畜産に大きく依存している産地構造あるいは産業構造について、さまざまな取り組みを通じて転換をしていこうということでございます。

具体的な取り組みについて幾つか御説明申し上げます。12ページでございます。まず、本県畜産の再生に向けての項目でございますけれども、課題の1として、二度と同じ事態を引き起こさない産地体制の確立、これについての基本方針、全国のモデルとなる安全・安心な畜産経営の再構築を掲げました。具体的な取り組みとして、緊急的なもの、例えば③、地域を主体とした消毒体制の強化と衛生・防疫意識の向上、中期的なものとしては、例えば②、特定疾病のないモデル地域の構築、さらに適正飼養密度の経営形態への転換等を考えていく必要があると思っております。安全・安心の確保の観点からは、②、現在行っております観察牛の導入、さらに③、市場再開後の肉用牛資源の県内供給体制の整備として、中間保有システムの構築等を考えております。さらに、中長期的なものとしては、①、畜産飼料自給率の向上等に取り組んでいく必要があると考えております。

13ページでございます。畜産の関連で課題の2つ目でございますが、畜産農家の円滑な経営再開、それから、移動・搬出制限による影響等

への対応、さらに関連事業者の従事者の雇用の維持という課題、これにつきまして畜産経営の安定に向けて、例えば、⑥、家畜市場等の円滑な経営再開への支援、⑧、種雄牛造成対策等の強化、中期的なものとして①、人工授精の自粛に伴う空胎期間への対応、さらに長期的なものとしては、①、畜種別・経営規模別のゾーニングの検討等を行っていく必要があるということを掲げております。

14ページでございます。畜産の課題3点目として、産地構造・産業構造の転換でございますが、これについては、②、加工・業務用野菜の生産の拡大、③、それを担保します冷凍加工施設の整備支援、さらに6次産業化、農商工連携等を促進していく必要があるというふうに考えております。

15ページでございます。課題の4つ目として、埋却地の保安全管理、さらに「こころと身体のケア」、非常に大事な点でございます。これについては、引き続き継続的なあるいは長期的な取り組みを行う必要があると考えております。

16ページでございます。論点の2つ目で、ブランドと本県イメージの回復について、これについては、右側の取り組みになりますが、特に2、大手の量販店等さまざまな応援の輪がございます。これを活用して、宮崎の頑張っている姿を伝えていきたいと考えております。

さらに、めくっていただいて17ページでございますが、右側に記載しておりますように、マスメディア等を活用してまいりますけれども、一方で、県民の皆様の口コミパワーによってアピールをしていきたいということでございます。

18ページ、3つ目の論点の経済・雇用対策についてでございます。左側のほうに影響等を掲げておりますが、中小企業における資金繰り、

あるいは雇用の問題、それから観光等における売り上げの減少の問題等がございます。これについては、例えば②で金融対策を引き続き打ちまして円滑な資金繰りを図っていくこと、さらに③、今回の議会にもお願いをしておりますが、中小企業を支援するファンドの創設及び活用ということで、250億円のファンドの創設を検討しております。さらに、雇用につきましては、②、これも予算でお願いしておりますが、緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用等による臨時的な雇用の場の確保を図っていくこと、さらに19ページでございますが、観光等につきましては、さまざまな機関と連動しましてキャンペーンを張っていくとともに、商業、サービス業については、プレミアム商品券の発行等についての支援を行う必要があると考えております。さらに6でございますが、公共事業等の実施によってカンフル剤を打っていく必要があるということでございます。

20ページ、環境対策についてでございます。これについては、特に2の悪臭、3の地下水、このあたりについては、中長期的な視点でしっかりとフォローをしていく必要があると考えております。

21ページが特に大きな被害を受けました西都・児湯地域、22ページがその他の地域でございますが、それぞれについての地域振興策を掲げているものでございます。

8ページにお戻りください。さまざまな取り組みを進めていく必要がございますが、その手順として、8ページの下段でございますけれども、手順を示しております。①が緊急的に対応するもの、めくっていただいて9ページの②が中期的な視点で取り組んでいくもの、さらに③、長期的な取り組みということで、特に産業構造

の転換、あるいは環境に向けての取り組み、このあたりについては、長期的に取り組んでいく必要があるということを書いております。

最後に、10ページでございますが、推進体制を掲げております。これにつきましては、今後、各部局における取り組みに移転をしていきますけれども、復興対策本部は存置をいたしまして、総合政策課が中心となりましてきちっと進行管理を図っていきたいというふうに考えております。

復興対策については、以上でございます。

常任委員会資料にお戻りいただいて、11ページでございます。平成22年度政策評価の結果についてであります。政策評価につきましては、新みやざき創造計画の重点施策であります新みやざき創造戦略に基づき、評価委員会においての外部評価を行い、評価を確定いたしました。その結果について概要を説明させていただきます。

1の(1)評価対象であります。新みやざき創造戦略は3つの戦略を構成する16の枝戦略・56の重点項目・122の取り組み事項で成り立っておりますが、そのうち、122の取り組み事項について内部評価を実施しました。その結果を踏まえて、56の重点項目について外部評価を行いました。(2)の評価方法ですが、昨年と同様、進捗と成果を評価しました。進捗評価は、工程表に基づく21年度の取り組みの進捗状況を評価いたしました。一方、成果につきましては、工程表に基づく取り組みにより、19年度から21年度までの3年間、どのような成果が得られたかを社会情勢等も勘案しながら評価いたしました。なお、今回、対象を3年間としましたのは、昨年の評価委員会で、成果の中には短期間では把握するのが難しいものがあるというふうな意見があったところでございます。その進捗・成

果をそれぞれA、B、Cの3段階で評価をいたしました。

2、評価結果でございます。進捗については、(1)にありますとおり、56項目のうちAが39項目で約70%、Bが17項目で約30%となっており、おおむね順調に進んでいるとの評価でございます。一方、(2)の成果評価についてであります。Aが23項目で41%、Bが32項目で57%、成果が判断できないとして3段階評価を行わずに横バーとなったものが1項目ございました。

12、13ページに56項目それぞれの評価結果をお示ししております。概略を申し上げます。まず、戦略の1、「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略につきましては、教育、男女共同参画等につきましては、短期的にはなかなか成果が上がらないということで、Bが多くなっております。一方、子育てにつきましては、合計特殊出生率が全国2位ということもありまして、高い評価をいただきました。

戦略の2、「成熟社会における豊かなくらし」戦略につきましては、医療・福祉につきましては、全国的な医師不足、あるいは景気の動向等を踏まえて、厳しい評価となっております。なお、2-3の中の災害時安心基金につきましては、先ほど申し上げた、その成果が判断できないとされた項目でございます。また、右側になりますけれども、環境保全・新エネルギーについては一定の評価を得られております。

戦略の3、「『経済・交流』拡大」戦略につきましては、みやざきブランドの向上、移住については高い評価となっております。一方で、観光あるいは企業誘致につきましては、経済情勢の反映もございすけれども、目標の達成が難しいということで厳しい評価となっております。

なお、別添で資料2～5として、戦略評価シ-

ト及び外部評価委員会の報告書を配付させていただきますので、後ほど、詳細についてはごらんいただけたらと思っております。

今回の政策評価の結果を踏まえまして、それぞれの施策について見直すべき点は見直すなどした上で、これからの事業展開の検討に生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、新たな県総合計画の策定状況についてでございます。

委員会資料の14ページでございます。まず、宮崎県総合計画審議会第1回専門部会についてであります。専門部会は、くらしづくり、産業づくり、人づくりの3つの部会に分かれておりました。8月5、6日にかけて実施をいたしました。その内容につきまして、別添の資料6、宮崎県総合計画審議会第1回専門部会資料で説明をさせていただきます。

まず、1ページから3ページに各専門部会の構成メンバーを記載しております。審議をいただきました主な内容について説明をさせていただきます。11ページをお開きください。今回の計画策定に当たっての大きなポイントとなる少子高齢化・人口減少の影響を取りまとめております。左上の県計の欄をごらんください。2005年の数字と現状で推移した場合の20年後の数値をまず掲げております。20年後、現状のまま推移すると人口が97万8,000人、就業人口について42万2,000人、生産額が2兆6,000億、1人当たり県民所得が195万円、社会保障については約2,500億円の負担増になる、少子高齢・人口減少によってこのような数字になるということでございます。これに対しまして、対策の欄でございますが、一定の対策を講じた場合ということで、右下の条件設定の4番でございますけれども、例えば、①の合計特殊出生率を1.85まで

上げる、あるいは若年層の社会減を抑制する、非就業者の社会活動・経済活動への参加、さらに医療費、介護費等については、1人当たりの費用が最も少ない県レベルまで努力をする、このような条件設定をした場合ということで対策の欄になりますが、県計で見ますと、人口が99万6,000人、就業人口が46万4,000人、それに伴いまして生産額が2兆9,000億、1人当たり県民所得としては221万円ということで現状より少し伸びると。さらに、社会保障については、879億円の負担増にとどまるということでございます。結論的に言うと、この条件設定に合うような形の施策の効果をどのようにして生んでいくのかということが、今回の総合計画において非常に大きなポイントになるということでございます。

次に、16ページをお開きください。基本目標の案を示しておりますが、「未来を築く新しいゆたかさへの挑戦」ということになっております。これから人口、経済が拡大することを基調としてきましたこれまでの社会から大きく転換することになります。これに伴い、価値観や豊かさに対する意識も変わってくると想定をされます。例えば、人や地域のきずなであったり、豊かな自然を生かした再生可能なエネルギーなど、これからの時代に対応した新しい豊かさをつくっていくことが今後重要になるであろうと思っておりますので、そのような思いを込めてこの基本目標を案として掲げているものでございます。

17ページでございますが、本県の置かれている状況や世界的な課題、将来推計を踏まえまして、長期的には、ここに記載をしております人口、少子高齢化、環境・資源問題、グローバル化の大きな4つの視点からの課題が浮かび上がるという分析をしております。

18ページでございます。この4つの視点から



導き出されます長期的課題を解決し基本目標を実現するため、重点的、優先的に取り組む8つの長期戦略の案を掲げております。右側のほうに記載しているものでございます。まず、人口の視点からは、戦略1で脱少子化、若者活躍社会づくり、また、少子高齢化への対応としては、将来世代の育成、戦略3で健康長寿社会、次のページ、20ページになりますけれども、資源・環境問題、あるいはグローバルの視点に対応するものとして、戦略4の環境・新エネルギーの先進地づくり、戦略5、食料供給産業の展開、戦略6、地域に根ざした特長ある産業づくり、あるいは戦略7で社会に開かれた宮崎というものを立てております。戦略8でございますが、これは地域の維持あるいは自立という観点から、絆と交流が支える持続可能で活力ある地域づくりを掲げております。

23ページでございますが、分野別施策の体系表を掲載しておりますが、これから先についての詳細な部分については、これから詰めの作業を行っていくこととしております。

委員会資料にお戻りください。15ページでございます。宮崎県総合計画策定に係る市町村長との意見交換を県内3地区に分けて8月下旬に実施をいたしました。議論いたしました内容としては、先ほどの専門部会と同じものでございます。

16ページから21ページかけまして、それぞれいただきました意見等について記載をいたしております。後ほど、ごらんいただければと思います。このようなさまざまな意見を踏まえまして、これからの詰めの作業を行っていきたくと思っています。

15ページのⅢの今後のスケジュールでございますが、10月には地域別の県民会議を開催しま

して、各地域の住民の方々の御意見をお聞きし、11月から1月にかけて専門部会を開催し、最終案を検討してまいります。2月には、新たな総合計画（長期ビジョン）の議会提案を行わせていただきたいと考えております。その後、来年度に入りますけれども、総合計画の4年間の実行計画でありますアクションプランにつきましても、6月の議会に提案をさせていただきたいと考えております。

次に、22ページでございます。宮崎県産業科学技術振興指針の改定についてであります。

1の改定の趣旨であります。平成13年3月に策定をいたしました現行の指針が本年度で終期を迎えますことから、今後の本県の産学官連携による産業施策や技術振興の方向性を明らかにするために改定を行うものでございます。

2の基本的な考え方でございます。1点目として、この10年間で取り組んでまいりました施策や産学官の共同研究プロジェクトの成果を踏まえまして、事業化をより促進するという観点で検討していきたくと思っています。2点目が、環境への関心の高まりや少子高齢化・人口減少の加速など、社会経済情勢の変化や時代の要請に対応した形にしたい。3点目が、農林水産物等の地域資源を生かした産業振興や環境・新エネルギー、医療・健康分野など重点分野を設定していきたくと思っています。

3の指針の性格・役割についてでございますが、本県の科学技術振興の基本的な考え方、取り組むべき施策の方向性を示しますとともに、産学官共有の指針となるように努めてまいりたいと考えております。

計画期間は、23年度から10年間でございます。

5の検討体制について、外部組織として委員会と幹事会を設置しております。メンバーは23

ページにお示ししているとおりでございます。

6のスケジュールでございますが、9月1日に第1回の委員会と幹事会を合同で開催いたしました。今後、さまざまな議論をしながら、来年の2月には新しい指針を議会に提案させていただきたいと考えております。

総合政策課は以上でございます。

**○大野統計調査課長** それでは、常任委員会資料の24ページをお開きください。平成22年国勢調査の実施についてでございます。

まず、1の国勢調査の概要でございますが、国勢調査は5年ごとに行われ、国内、県内に居住するすべての方を対象として行われます。その結果は、国・都道府県の議員定数の決定、あるいは地方交付税交付金の算定を初め、あらゆる行政施策・計画はもとより、民間活動や企業活動などに広く利用されておまして、最も重要で中心的な基幹統計でありますことから、円滑でより精度の高い調査実施に努めてまいりたいと思います。

実際の調査でございますが、2の調査実施の日程に示しておりますように、調査の基準日は10月1日となっており、その前後1週間で調査票の配布と回収を行います。ちなみに、来週23日から委員会の委員の皆様のお宅を初め、県内すべての世帯を調査員が訪問し、調査票を配布いたしまして、10月1日から回収することになっております。

次に、3の本県における実施体制でございます。(1)に示しておりますが、県段階では、既に2月に県民政策部長を本部長とする実施本部を設置しております。また、ほとんどの市町村におきましても実施本部を設けるなど、全庁的に対応できる体制づくりができております。また、(2)、(3)にお示ししておりますように、

既に900人近くの指導員とともに、6,300人を超える調査員を選任し、説明会などの事前の必要な対応も終えるなど、全体として実施に向けた準備がほぼ順調に進んでいるところでございます。

次に、次のページに移りますけれども、4の今回の調査の主な変更点であります。今回の調査では、個人情報保護意識の高まりを受けまして、調査票の提出の方法が大きく2つ変更されております。1つ目は、記入済みの調査票について、調査員に見られないよう封をして提出していただくことになりました。2つ目は、これまでのように調査員にじかに渡していただくだけではなく、郵送する方法も選べるようになったことです。こういった変更によりまして、より個人情報保護に配慮されることになりましたが、その一方では、記入漏れなどが現場で確認されにくいなど、調査する側としての新たな課題もございます。

次に、5の国及び県の広報計画の概要の主なものを示しておりますが、先ほど説明いたしました調査方法の変更など、調査の具体的な内容の周知とともに、調査協力の呼びかけを広く行うため、国はもとよりでございますが、市町村とも連携して、きめ細かな広報を展開していくこととしております。既にテレビのCM、ポスター掲示など、9月に入りまして広報を始めているものもございますが、これからも、10月にかけてまして、集中的に各種のメディアを通し、また、いろいろな機会をとらえて県民の御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

ごらんの資料にはございませんけれども、県民からの御照会、あるいはクレームなどにお答えするため、9月11日から国のコールセンター

の開設にあわせ、県においても夜間・休日・祝日にも対応できる窓口を設けて対応しているところがございます。

なお、この国勢調査の結果は、6の公表予定に示しておりますように、まず、(1)の速報といたしまして、①の人口と世帯数の速報を来年2月に、そして②の男女別・年齢別などの抽出速報を6月に公表する予定です。その後、(2)の確報といたしまして、①から③にありますように、人口編、産業編、職業編のそれぞれ3つの具体的な集計結果を来年10月以降に順次公表する予定となっております。

説明は以上でございます。

**○山内中山間・地域政策課長** 中山間・地域政策課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の平成22年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、中山間・地域政策課の7ページをお願いいたします。中山間・地域政策課の補正額は、1,200万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、4億4,921万5,000円となります。

補正予算の内容につきましては、9ページをお願いいたします。(事項)口蹄疫被害復興支援事業費、1の㊸口蹄疫被害集中地域復興戦略策定支援事業1,200万円であります。詳細につきましては、別冊の常任委員会資料で説明をさせていただきます。

委員会資料7ページをお願いいたします。まず、1の事業目的ですが、口蹄疫は、本県経済・産業のあらゆる分野に甚大な影響を与え、特に被害が集中した西都・児湯地域においては、家畜がほとんどいなくなるなど地域の産業の柱を失っており、経済活動の停滞などさまざまな問題が生じております。そこで、本事業は、県の口蹄疫からの再生・復興方針に対応して、再生・

復興の主役である住民一人一人に最も身近な自治体として、西都・児湯地域の6市町が実施します復興に向けた戦略の企画・検討を後押しすることによりまして、市町さらには住民レベルでの迅速な取り組みを促すものであります。

次に、2の事業概要であります。すぐ下の企画・検討テーマの例にもございますけれども、例えば、家畜防疫に配慮した畜産経営の構築ですとか、畜産から耕種への転換、6次産業化などに向けて、農家への意向調査、専門家を招いての講演会など、各市町独自の復興戦略等を検討するための取り組みに要する費用の一部を補助するものであります。事業期間は平成22年度、補助率は3分の2、1市町当たり上限額200万円と考えております。

3の事業費といたしましては、1,200万円をお願いしております。

補正予算についての説明は以上であります。

次に、報告事項であります。

同じく委員会資料の26ページをお願いいたします。鳥獣被害対策緊急プロジェクトの実施状況についてであります。

本プロジェクトにつきましては、1の(1)事業目的にありますように、本県における鳥獣被害対策をより効果的に進めるため、新たな視点に立った体制の整備を行いますとともに、市町村等と連携をした総合的な鳥獣被害対策を進めるものであります。そのために、(2)の①にありますように、被害対策の基本方針の決定や成果検証を総括します鳥獣被害対策特命チームを設置するとともに、その下部組織として、②にありますように、専門的な施策の検討や各種事業を実施します農作物被害対策などの3つの部会を設置することとしております。また、③にありますように、地域住民や市町村と連携をした効果

的な被害対策を進めるため、市町、各農林振興局単位に各地域被害対策特命チームを設置するとともに、さらにプロジェクト推進の技術のかなめとして、鳥獣被害対策研究の第一人者であります井上雅央氏を④の鳥獣被害対策スペシャリストとして本県に招聘し、対策全般にわたる技術的助言や人材育成を実施していくものであります。その体系を26ページ下のほうに掲げております。

次に、27ページ、主な活動経過であります。本プロジェクトの推進には、地域が一体となった面的な被害対策が不可欠でありますので、地域住民を初め多くの関係者の正しい理解、共通の認識が必要であると考えておりますので、本年の7月28日に開催しました第2回特命チーム会議において、その対策の基本的な考え方などを取りまとめ、このたび、プロジェクトの推進計画として策定したところであります。

その推進計画の概要につきましては、3のところにもまとめておりますけれども、(1)基本方針の下2行目にありますけれども、鳥獣を寄せつけない地域力の向上を目指しまして、(2)の重点推進事項として、①、地域が一体となって取り組む被害防止対策、②としまして、被害状況に応じた適切な捕獲対策、③で中長期的視点に立った生息環境対策の3つの柱から成る総合的な被害対策を推進するため、取り組むべき課題を具体的に実施する順序を踏まえて整理したところであります。

4の今後のスケジュールでございますけれども、地域特命チームを各農林振興局単位に設置しますとともに、専門的な知識、技術を有するマイスターの育成、モデル集落における継続的な現地指導、地域リーダーの育成など、実効ある取り組みを進めてまいりたいと考えておりま

す。推進計画は資料7としてお配りしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思いません。

次に、本日、追加でお配りしましたA4一枚の資料、「霧島ジオパーク」の日本ジオパーク認定についてをごらんいただきたいと思えます。一昨日、9月14日に霧島ジオパークが日本ジオパークに認定されたところであります。

ジオパークとは、1にあります。地質学的に重要で貴重な、あるいは美しい地球活動の遺産が多数存在する自然公園のことで、ユネスコの支援する世界ジオパークネットワークによって世界各国で推進されているものであります。

2の(1)の目的にありますように、これまで、霧島山を取り巻く宮崎・鹿児島両県の関係自治体や関係機関等の長で構成される霧島ジオパーク推進連絡協議会が主体となって、世界ジオパークネットワーク加盟の前提となります日本ジオパークの認定を目指して取り組んでこられたところであります。今回の認定を契機としまして、霧島地域の活性化や観光振興がより一層図られることを期待しております。

説明は以上であります。

**○安井文化文教・国際課長** それでは、文化文教・国際課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の11ページをお開きください。青いインデックスで文化文教・国際課となっているところがございます。当課の補正額は、1億964万3,000円の増額でございます。補正後の額は、64億7,660万3,000円となります。

内容につきましては、次の13ページをお開きください。今回お願いしております補正予算は、(事項)私学振興費の1億964万3,000円でございます。内訳ですが、その下にありますように、

まず、細事項1の私立学校振興費補助金の693万3,000円の増額であります。これは、平成22年度の生徒1人当たりの国の標準単価と本県の私立小・中・高等学校の生徒数が確定したことによるものでございます。次に、細事項2の私立高等学校授業料減免補助金の1,840万6,000円の増額につきましては、各私立高校の対象生徒数が確定したことによるものでございます。それから、最後の細事項3の私立高等学校等就学支援金の8,430万4,000円の増額につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。まず、1の事業目的ですが、この就学支援金は、私立高校と専修学校高等課程の生徒に対しまして、公立高校授業料に相当する額を助成して、私立の生徒さんの教育費負担の軽減を図るということを目的としておりまして、今年度から始まった国の制度であります。公立高校のほうの授業料無償化とセットで創設されております。

具体的には、2の事業概要をごらんいただきたいと思っております。1つ目の丸印のところにありますように、国から支給されます就学支援金の額は、年額が11万8,800円で、この額が基本額となっております。さらに2つ目の丸印にありますように、低所得世帯の生徒さんにつきましては、加算がございまして、保護者の年収によりまして基本額の1.5倍の17万8,200円か、もしくは2倍の23万7,600円の助成をすることになっております。

今回の補正の理由ですけれども、3にありますように、2つございます。まず、①ですけれども、これは、今年度の対象生徒数が確定したことによる補正であります。対象生徒数は1万13名となります。それから、もう一つの理由ですけれども、②にありますように、国の

制度におきましては、就学支援金の支給の対象とならない在学期間が36月を超える者、つまり留年した生徒のことですけれども、この留年した生徒に対しましても、県において新たに支援金を支給することを考えております。これに伴います補正であります。その留年生を対象にする理由につきましては、その下に2点掲げておりますけれども、まず1点目ですが、留年の原因といいますのは、病気ですとか、経済的な理由、学業不振などさまざまでございますので、支援金を支給しないということで学業意欲をそいだり、その結果、退学につながるというようなことがないように、そういったことが懸念されるということで対応したいということでございます。また、2点目ですけれども、今言いましたような理由から、県教育委員会におきましても、県立高校等の留年者については、授業料を徴収しないということとしておりますので、私立高校等についても同様の取り扱いとさせていただきたいと考えております。この分の今年度に支給対象となります私立高校の留年者の数は、12名の見込みでございます。

最後ですけれども、4の事業費につきましては、8,430万4,000円の増額補正をお願いしておりますが、財源内訳のうち、一般財源117万3,000円が今申し上げました留年者に係る分でございます。あとは国庫でございます。以上でございます。

**○押川委員長** 以上をもちまして執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係について質疑を受けたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○鳥飼委員** 私のほうから、口蹄疫対策基金設置条例に関連しまして2～3点お尋ねしたいと思います。

永山課長にもいろいろと方針の説明をしていただいたときに申し上げましたけれども、一つわからない点がございまして、1つは、口蹄疫対策特別措置法というのがございまして、本会議でもいろいろと議論になって、横田委員からも国に対する300億の積算根拠を明示すべきではないかというような御意見がありましたし、私もそういうことを申し上げましたが、22条と23条というのがございまして、23条が地域再生のための支援ということで、基金を設置するということになっております。これを受けての基金設置条例だろうと思っておりますが、22条は、牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置ということで、牛、豚等の家畜の生産者、製造、食肉販売とか、そういうような関連事業者の生活の安定を図る、経営の安定を図るということで、設備の整備、必要な資金の無利子貸付とか事業の再建、そういうような必要な助成をするというふうに書いてあるんですよ。私は一連の口蹄疫復興については、大半は国の責任でこの22条でやるべきではないかというふうに思っている。国の責任でなぜやらないのかと。国会の常任委員会でもその定義についての議論があったという話は聞いているんですけども、中身については私は知らないんですが、地域再生のための支援という、いわゆる23条の基金、これが、地域経済に重大な影響を及ぼしているということで、地域経済の再建、その活性化を図るために、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるような基金を設置するということになっておるんですが、この考え方について課長が理解している範囲で、私の頭が悪いのかわかりませんが、御説明していただくといいんですが。

○永山総合政策課長 特措法については、細か

な解釈が示されているわけではありませんので、私なりの解釈ということになりますが、22条は国の責務を定めたものでございまして、今回影響を受けているのは主に畜産ですから、その再生に向けてはさまざまな対策、措置を講じるということになっております。具体的に言うと、例えば、実際に家畜が処分されていない地域も含めて、家畜市場の再開に向けて、価格の安定等について国は対策を講じておられます。あるいは既存のさまざまな施設整備等の対策を活用する場合もあるだろうと思います。そういう意味では、トータルで畜産の再生に向けて国としての対策を講じるということでございまして、県の負担が全くなくていいかどうかということではないんじゃないかなというふうに思います。特に、市場の再開に当たってのさまざまな支援策等については、この条文に基づいた措置ということで解釈できるのではないかなというふうに私は思っております。

23条の趣旨を踏まえた今回の県の基金、30億円の基金をお願いしております。それは、畜産再生に向けての活動も行っていく予定です。これは、畜産の再生に向けて国がいろんな支援を打っていただくことはもちろん必要なんですけれども、県としてやるべきこともあるだろうと。それについては、この23条を踏まえた基金等を活用した事業として、それも含めてやっていきたいということ考えております。

○鳥飼委員 設置基金事業の説明をさっきしてもらって、3ページで①から⑧まで挙げているんですけども、例えば①について、畜産事業者及び畜産業に関連する事業者の経営及び生活の復興及び再建のために行う事業というのは、いわゆる22条を規定しているんじゃないかと。国は、国の責任のもとにやるというふうに約束

したわけですから、菅総理も来られたし、鳩山総理も来られて、そこで23条という、国の責任が何かあいまいになっているような気がするんですね。もっと国が責任持って、言ってもらったようなことをやっていただかないといけないというふうに私は思っております、またこれは後でお尋ねしますけれども、そういうことがどうしてもぬぐえないんですよ。

**○永山総合政策課長** 繰り返しになって恐縮なんですけれども、22条に基づいて、私も畜産のさまざまな意義を全部理解しているわけではありませんけれども、国は、農水省を中心としてさまざまな対策は打っていただいていると思っています。ただ、その中で全額を国が見るということを22条は規定しているわけではないというふうに思います。そういう事業に乗っかるもの、あるいは県単独で行うものについて、新しくつくった基金、あるいはそれぞれの予算措置の中で県として必要な事業を行っていくことで私としては理解をしております。

**○鳥飼委員** これで議論を打ち切りたいと思いますが、ただ、口蹄疫の蔓延によってこういうふうなことが出てきたわけですから、それは22条そのものなんですね。この22条の責任を国は放置をしているんじゃないかなと私は指摘をしておきたい。県民政策部に言ってもしょうがないんですけれども、県の努力はもちろん多とするんですけれども、やはり国はもうちょっと責任を持ってもらいたいなというようなことを指摘をしておきたいと思います。

それと、委員長、300億円の内訳とか、そういうのは議案……。どんなになっていますか。

**○押川委員長** またその他の部分で受けたいと思います。

**○鳥飼委員** その他でやりますか。ちょっと関

連するものだからですね。

**○押川委員長** 関連すれば。お願いいたします。

**○鳥飼委員** 300億円の基金の積算根拠、これは横田委員からいただいた答弁の写しと私の答弁の写しをもらったんですけれども、当初、300億円と言ってきて、この中では320億円の積算根拠と言ってみるとか、それは確かに、6次産業化のための65億円とか、イメージアップやブランド回復のための9億円とか、環境のための26億円、あと丸めて220億円の公共事業とか何たら書いてあるんですが、これは本会議でも申し上げましたけれども、もうちょっと丁寧に県民に示すべきではないかというふうに思うんですけれども、なぜ、こういう形でしか説明ができないのか、お伺いをしたいと思います。

**○永山総合政策課長** あえて説明をしていないというわけではありません。この300億円の基金というのは、国に対する緊急要望の項目の一つとして掲げました。300億円をお願いしましたけれども、その中で緊急要望に掲げていますさまざまな事業を例示として、それに類する事業としてやっていきたいと。その中で緊急的に3年間でやっていきたいものは、おおむねこういうことで300億円程度になりますということで示したものです。それについて積算をすればどうなりますかということが国から問いがあったものですから、個別には積算はもちろんしておりますけれども、今申し上げたような形で示しているということでございまして、我々の意識として、積算されたもの一つ一つ精査をしていたべき性格のものなのか、このような事業、あるいはこれに類する事業について基金ということでその必要性を判断いただけるものなのか。どちらかという、私は後者のほうではないかなというふうに思っております。ただ、実際に

は、一つ一つの事業についての精査ということ  
でかなり議論になってまいりまして、細かいと  
ころについても国に対してはお出ししています。  
もし、必要があればそれぞれの項目について御  
説明することは可能なんですけれども、あくま  
でも、我々の意識として、一つの積算の考え方  
としてお示ししているというふうな認識をして  
いるということでございます。

○鳥飼委員 私が内閣府の役人というか、策定  
するほうとしたら、丸めはだめよと言いますよ。  
そうすると、例えば環境対策でも、お墓という  
か、私、行きましたけれども、瓦れきがある  
ところとないところとがありますし、広いところ  
もありますし、それぞれありますね。それに対  
する環境対策、においの問題とか、また農地と  
しての還元といいますか、復活をさせるために  
1カ所当たりこの分については幾らかかるん  
だと。350万とか、おおむね300万程度とか、10  
万程度とか出てくるでしょうけれども、それが  
何カ所ありますので、ここについては幾らです  
よとか、もっと大型のところであれば500万ぐら  
いかかりますから、これが10カ所ありますの  
で5,000万ですよとかいうことは当然示してい  
ると思うんですね。示さないとお話にならな  
いものね。それをやはり議会なり県民に明らか  
にしていくべきではないかというふうに思うん  
です。そうしないと、果たしてどんげなっ  
とやらかという疑問を畜産農家の皆さん方も  
思われるでしょうし、私どもとしても思います  
し、だから、例えば基金300億円の根拠は  
ということ、知事の説明が二通りあるとか、  
3分の2が公共事業だとか、「こんげない  
かげんなことをしちよっとかよ」と言いた  
くなるけれども、しかし、そういうことは  
していないだろうと思うんです。県庁職員  
は緻密に仕事をしていくという

ことは私も十分知っていますので、それはそれ  
でしっかり示していくということは非常に大事  
なことではないかなと思うんですけれども、  
それについてはどうでしょうか。

○永山総合政策課長 繰り返しになって申しわ  
けないんですが、要望をした段階で、申しわ  
けないんですが細かい積算までやっている  
いとまはありませんでしたので、概数で  
出しました。その上でどのような事業が  
具体的に考えられるのかというのは、  
国に対しては詳細は示しています。ただ、  
新聞報道等もございまして、300億の  
基金については、今の情勢としては  
非常に厳しいと。基本的に災害復興  
について、これまで取り崩し型の  
基金を組んだことはないという  
ことがまず大前提として今、  
政府の判断としてあるよう  
でございまして、そういう  
意味では、細かい積算について  
再度、今、国と詰めている  
という段階もちょっと過ぎた  
ところでございます。今  
までの例の中で、あるいは  
例を超えるところで何が  
できるのかというところ  
について今、議論をして  
いる段階ということ  
でございます。ただ、  
細かいものをということ  
であればお示しすることは  
可能だというふうには  
思っております。

○鳥飼委員 調査に大臣とか総理大臣まで  
来られたわけですね。そのときに  
しっかり国で手当てを  
しますと言われたわけ  
ですから、畜産農家  
も含めて県民も  
そういうふうに  
思っている  
んです。ところが、  
今になって、  
激甚災害でも  
見たことは  
ないんだとか  
言われても、  
それは話が  
違うじゃない  
かと言いた  
くなるのは  
当然ですわ。  
そうすると、  
じゃ、我々  
としてどう  
すればいい  
のかと。議  
会なり県民  
なり、それ  
はおかしい  
じゃないか  
と。議員の  
中から東京  
に行って座  
り込みを  
やろうとい  
うような  
意見も出  
てきたり  
するん



ですよ。しかし、そういう中身が見えないと、議論が前に転ばないというのがありますので、そこはやはり県民政策部といいますか、県行政だけで悩むというか、頑張るんじゃないで、県民総ぐるみ、それが知事の好きな県民総力戦ではないかなと思うんですけれども、そこもひとつ検討をしていただくということで、今のままで推移したら、77億円でしたか、金の出所がないという分はそのままになっていきますものね。とてもじゃないが、何を言っているんだということを示さないと私はいけないというふうに思っております。

**○押川委員長** 永山課長、時間もあるわけがありますけれども、今、鳥飼委員から出ていますとおり、この積算の根拠あたりも、とりあえず委員会に何か書き物があれば、それを出してもらって議論していかないと、やり出すと時間ありませんから、そういう形で鳥飼委員、いけませんでしょうか。

**○鳥飼委員** じゃ、後で関連のところでもたお聞きいたします。

**○横田委員** 口蹄疫被害集中地域復興戦略策定支援事業についてお尋ねしますけれども、これは再生・復興方針のほうで触れたほうがいいのかもかもしれませんけれども、事業概要に畜産から耕種への転換とか書いてありますね。きょうの新聞にもありましたけれども、佐土原町では導入が始まっておりますし、西都・児湯でも11月1日ということだったけれども、前倒しをして入れようという情報も得ているんですけれども、結構、農家の導入意欲というのは強いと思うんですね。どんどん農家が牛を入れていって、果たして耕種への転換とかいうのが、議論が間に合うのかなという気持ちがするんですけれども、方針としては耕種への転換というのも非常にい

いんじゃないかなとは思いますが、じゃ、具体的にそれが実行できるかどうか、それに非常に不安を感じるんですけれども、いかがでしょうか。

**○永山総合政策課長** 特に畜産農家の方々、従来どおり畜産をやりたいという希望の方がたくさんいらっしゃるということは大前提にしています。ただ、別のところで述べています飼養密度の問題、防疫という観点で見た場合、どの程度が正しいのかということの議論がまず必要だと思っています。導入は続けていただいて結構だと思うんですが、それをどこまで持っていくのかという議論が恐らく必要なんだと思っています。そのときに、じゃ、頭数を減らした場合に、そこで所得をどう確保していくのかということが必要になってまいります。そのときの方法として、別の作物に行くという耕種転換が一つございますし、6次産業化によって少ない頭数でも、例えば加工までやってしまおうというふうなグループ、そういう御意見もあるということでございます。スピード感がどうかということについて言うと、さまざま今、農政水産部のほうでディスカッションをやってもらっていますが、すぐにあした耕種に転換しましょうとやってできる話ではございませんので、少し息の長い取り組みになるのではないかなというふうに思っています。あくまでも、今、経済連で企画をしています加工施設がどうなるのかということも見きわめた上での取り組みということではないかなというふうに思っております。

**○横田委員** これまでの畜産の歴史を考えたときに、規模拡大することで経営を安定させていこうということですとずっと指導がされて、農家もその方針に沿って規模拡大してきたと思うんです。確かに、頭数を今までよりか減らして、そ

の分の利益を別の耕種部門から得ようとするということだと思えるんですけども、今、ほかの作物が非常に価格が安定しないということで、農家が果たして、例えば、牛からほかの耕種部門のほうに気持ちの上で転換できるかなという不安もあるんです。そこらあたりはさっきの加工施設の案と絡むんだらうと思えるんですけども、もう一回そこらあたりの考えをお聞かせください。

**○永山総合政策課長** おっしゃるとおり、野菜市場がどうなのかというのは、すごく大きなポイントです。今後のことを考えれば、復興方針で述べておりますけれども、市場用というよりも、やはり加工・業務用野菜というところがターゲットになる。一定程度の規模と価格の安定ということを考えれば、それが目指すべき方向ではないかなと。そのためには、繰り返して申しわけありませんが、加工施設がどうなのか、経済連がマーケティングがどうなのかということをおある程度見きわめながら、じゃ、そのための産地をどうつくっていくのかということになるのではないかなというふうに思っています。

**○横田委員** 飼養頭数の規模の適正化というか、それは絶対していかないといけないと思えるんですけども、大規模の農場というのは、どっちかというところ、企業畜産のほうはるかに多いと思えるんですね。企業畜産が農家と同じようにこの方針に従ってくれるかどうかという不安もあるんですけども、そこらあたりはいかがでしょうか。

**○永山総合政策課長** 大変難しい課題だというふうに思っています。ただ、今回の口蹄疫のことを踏まえれば、県の防疫の観点から、あるいは畜産という観点から、大規模農家に対してどのような指導を行っていくのか、どこまで介入

できるのかということは大変大事な課題だというふうに思っています。ひるんでいてはいけないのではないかなということで考えています。復興方針の中でもそういう体制をつくっていかうということですので、主にこれは農政水産部ということになりますけれども、私もその復興対策を進行管理する上では、その点はしっかり見ていきたいと思っています。

**○松村委員** 今の緊急的な対策という形で、国のほうはなかなか基金という形もできないだらうし、県の役割ということも復興に関してはあるということで、今度、30億の基金ということで創設されて、まず大事なものは、初期の防疫、きれいな環境にしてからという対策に、埋却地も含めて、観察牛も含めて、やられているんだと思えるんですけども、この費用は一般財源と義援金ということですが、一般財源に関しては、これはまた後に国のほうから措置されるということで、国のほうはちゃんととらえているんですか。

**○永山総合政策課長** その願いは続けていきます。ただ、措置としては交付税しかございませんので、議場でもさまざま議論がありましたとおりで、交付税には一定の限界がございますから、すべてについてというのはなかなか難しいだらうというふうに思っております。

**○松村委員** 特に緊急を要するということに力点が置かれていると思えるんですね。その中で、将来的な、今、横田委員からもありましたように、宮崎県の畜産のあり方とか、家畜の飼いやとか、頭数の数、そういうことも含めてあるんでしょうけれども、11月1日には児湯郡あたりも導入したいという話の中で、10月10日という話も出てきたんですけども、これはきのうの段階で、やっぱり安全性を確認して、市場の安

心という形をもう一度確認するということで、再度また11月1日で話が進んでいますけれども、この中で、農家の方は再建をしたいという形はすごく多いんですけれども、畜舎というか、経営を原状に戻したいという方が多いんですね。原状に戻したいけれども、さらに積極的な方々は、より安全で安心で、国とか県がどういう農業形態を望んでいるのか、方針がどうなのかということを知りたくて、それに基づいて施設整備をしたいんですよ。今からわずか2～3カ月ですけれども、その間に早急に浄化槽も含めたり、給餌機のパイプラインをしたり、スペースを確保したりとか。ただ、その資金もでしょうけれども、補助もないでしょうが、何も手が打てない割には話しているんです。どうやってきれいな牛、豚を入れて再建するかと。

ところが、緊急的という中で、実際その件に関してはほとんどないんですね。観察牛でウイルスのない地域を確認しようということは本当にありがたいことなんですけれども、その中で原状の経営にしか戻せないんじゃないのかと。その原状に戻すのも大変なんですけれども。それ以上のこれから求められる養豚経営の基盤整備というものに取りかかりたいんだと。豚をたくさん入れ始めてから畜舎のやりかえなんていうのはとんでもないことだと。今のうちに、これを機会にきれいな養豚経営にしたいという、先々週もそういうお話が児湯郡のほうからあったと思いますけれども、この全体の流れの中では、とてもじゃないけれども、緊急を要するところあたりには反映されないんじゃないかという気がするんですね。言葉ではすごくできていますけれども、現実問題としては、基金の中では埋却地の関係とかいろいろ書いてございますけれども、埋却地は国の基金や国の関係

でしっかりやってもらえばいいことで、まず目の前にあるところをもうちょっとというところが、どのあたりに反映できるのかという思いなんです。

○永山総合政策課長 今回の30億の基金の取り崩し分、約8億を崩しているいろんな事業を打っていますが、その中で今、委員が言われたことに十分対応できていないのは私も承知はしています。実際に目標としている特定疾病のない畜産であるとか、適正飼養規模であるとか、そういうことをやっていこうと思えば、それなりの施設整備が必要だということは重々認識はしています。先ほど御質問がありますけれども、300億の基金の中、もしできればということでの提案の中には、そのような施設整備についても支援をお願いしたいというふうな内容は掲げているものでございます。それが、先ほど申し上げましたが、基金がどうなるかということとはなかなか難しいんですけれども、ただ、我々は復興方針にはそういうのは掲げていますので、どうにかして財源を確保して、意欲ある農家がそのような施設整備ができるようなものをどうやってつくっていくのかというのは、その財源確保には努めなければならないというふうに思っています。農政水産部参事という立場がなくなったものですから、言いにくいところもあるんですけれども、ぜひ、そこについては取り組みたい、取り組んでいかなければならない課題ではないかなと思います。

○松村委員 導入前に整備しておかないといけない畜産環境というのは、意外と緊急なことなんで、それをすぐにするかしないかという前提として、こういうモデルとしての畜舎環境、地域環境をつくりましょうという指針、至急にそこにお金を入れてその指針をつくって、そうい

うことを児湯郡の畜産農家あたりに投げかけてあげる。そうすると、最初にまず豚3分の1を入れても、時間的余裕があるから、その間に施設整備ができるんだとか、時間を稼げるとか、そういう農家の方々の計画性が出てくると思うんです。今はとにかく入れるだけという方向しかない。入れるために万全を期したいんだというときに、緊急を要するところに施策を持って行ってほしいなというのを、提案ですけれども、お願いしたいと思います。

**○井上委員** 今、お2人の委員が言われたことが今回の口蹄疫復興からの非常にポイントだと思うんですね。だからこそ基金があって、何があって、これがあるということだと思うんです。知事は、議場でしっかりと全国にモデルとなるようなものをつくり上げたいということをおっしゃっているわけで、それは何なのかということを具体的に、そこが急がれると私は思うんです。生産農家の皆さんは、これからどうやって自分たちのところを再生していこうか、自分の生活も含めてですけれども、復興させていこうかと考えるときに、そのイメージがすごく大事だと思うんですね。そこがしっかりとでき上がらないと、それ行けと一斉にやり始めてみて、先になって調整は全くつかないというような状況をつくり上げていくのかということは、今ここが一番大事なんじゃないかなと思うんです。6次産業化というのは非常にいい方向だと思っておりますし、私はやっぱりそれをやっていくべきことだと思いますが、それと同時に、本庁でというか、対策本部として何ができるのかといったときに、先ほど出ましたマーケティングの問題とか、そういうことも含めて、バックアップとしてここができるというある程度のイメージみたいなものがないと、今までいなかっ

た牛舎に牛を入れたいというお気持ちはわかりますが、先に全然進まないんじゃないんですかね。大枠、いただいたものは読ませていただきました。そしてきのう、口蹄疫対策検証委員会の中間報告も見させていただきましたが、何が重要かというところを農家の皆さんときちんと議論しておかないと先には全く進まないのではないかというふうな気持ちがするんですよ。知事は二言目には「国が、国が」とおっしゃっていますけれども、そこだけではないものを、県でできるものはまずきちんとやっておくということは非常に必要なんじゃないんですかね。ここが非常におくれているという気持ちがするわけですよ。JAの皆さんもやはりそこを一生懸命考えながら、今やっておられると思いますが、その議論展開は余りにも明らかでない。そこを聞かせていただきたい。

**○永山総合政策課長** 復興方針で掲げました、例えば、特定疾病のないとか、適正飼養密度というのは、県が勝手に考えたものではもちろんありません。チームが30名程度いましたけれども、この畜産再生班は県内地域をずっと回って、さまざまな意見交換を行って、団体だけではなくて農家のグループとも意見交換を行う中で、こういうことだったらやれるんじゃないかというふうな、ある程度の実感、温度を感じたということでこの復興方針にも落とし込んだというものでございます。ただ、おっしゃるとおり、それをどう具現化するのかというところの取り組みがまだ十分でない、もうちょっと急がれてしかるべきだということも、私もいろんな思いはあります。ただ、どうしても例えば堆肥の処理であるとか、いろんなことに忙殺されて、次の手順が少しおくれぎみであるのかなというふうに思っています。そこが間に合うようにという

ことで11月1日以降の導入ということでの意見調整も行ってきたところですから、もう少しスピードアップをする必要はあるというふうに認識しています。

**○井上委員** もしかして議論に力を入れて時間をかけるとしたらここだと思うんですよ。でないと、宮崎県の畜産業というのは復興しない。また同じようなことを繰り返すということになりはしないのか。今回いただいた中間報告も含めての指摘で、全部が全部当たっていないのかといったら、当たっているところもあるわけで、そこをのみ込んだ上でどう再生していくのかということ、もう一度、全国に誇り得るモデル的な畜産業というふうにしていくのかという、これは重要だと思うんですね。ここにもう少し議論が集中してしかるべきではないのかなというのを思います。だからこそ、議場でもちょっとありましたが、家畜改良事業団のあの種雄牛のあり方があれでいいのか、民間種雄牛はどうするのか、ここに波及して出てくるというふうだと思うんですよ。今、再生しようとしている農家の皆さんのお気持ちは本当に痛いほどわかるけれども、だからといって、ただ牛とか豚とかをどうぞというふうに言えばいいということではないと私は思うんですね。ここを関係部署全体で、もう少し対策本部の中でも議論してしかるべきではないかなと思うんですけれども。

**○永山総合政策課長** 全く同じ意識を私も持っておりますので、一農政水産部ではなくて復興対策本部で議論すべきことだというふうに思っております。できるだけ早い機会にそのあたりを詰めていきたいと思っております。

**○武井委員** 条例について伺いたいと思います。細かい書き物はまた、先ほど委員長の資料という話もありましたので、出てくると思いますの

で、いろいろ考え方等について伺っていきたいんですが、鳥飼委員からもいろいろあったお話を踏まえてなんですけれども、私のイメージとしては、基本的に国が例の23条の中でいろんなことをやる、例えば、先ほどの無償化のときに留年の生徒さんの分だけは県が見ましようみたいな、そういった国の網の中でカバーし切れなかったものというのを県で手当てしていくのかなというイメージを持っていたんですが、そういう考え方ではないんですか。そのあたりを伺いたいなと思ったんですけれども。

**○永山総合政策課長** 今回の基金は、説明の中に特措法23条の規定を踏まえてというふうに書いておりますけれども、23条の規定そのものということではございません。23条の規定に従えば、先ほど御指摘にあったように、畜産については22条が主に規定をされているわけで、今回の県の基金というのは、畜産の再生についてもやっていこうというふうな目的で、23条のその他の経済振興ということも含めてこの基金の中でやっていこうという趣旨でございます。国のメインがあつて、そこに引かからないものを県でやっていこうということでいければ一番いいのかもしれませんが、国の全体的な対策というのはまだまだよくわからないところもありますので、今、緊急的に県としてやるべきであるということに対応するということと、3年間程度はきちっとこの基金を組んでやっていきますということを県民の方にお知らせをするという意味合いで、今回、この基金及びその積み立てを行ったということでございます。

**○武井委員** ただでさえ国の言うことは二転三転する中で、県の立場からすると非常に不安を覚えるような中で、例えば、県がこういう条例でいろんな規定をしていって、これは県の条例

で対応しますみたいなことをいろいろと決めていくと、何と申しますか、ここぞとばかりに、じゃ、県でやられるんですねみたいな形で、逆に国からどんどん国の基金の幅というのを結果として狭められてしまうことになるのではないかという危惧があります。仮に県が先払いじゃないんですけれども、県の条例で差し当たって手当てをしたものでも、仮に今後、国の特措法の中で手当てされるというものになったとしたら、後で国から繰り戻されるのかとか、そのあたりの担保がないと、逆に県が頑張れば頑張るほど、結果として自分たちの首を絞めてしまうということになりはしないかなという危惧があるんですが、いかがでしょうか。

**○永山総合政策課長** 基金及びその基金に対する国から支出等については、毎日、その窓口である農林水産省とやりとりをしておりますけれども、相当真剣に考えていただいています。宮崎県が非常に畜産が壊れてしまった、その影響が非常に大きいということについては、事務方同士でずっとやりとりをしていますけれども、真剣にやっていただいています。したがって、県がこのような事業を組んだから、その分は国が免責されるというふうなとらえ方は現時点ではしていただけないんじゃないかなと思います。ただ、例えば、国が何がしかの新しい補助事業メニューをつくって、それが今回、基金の中でやろうとしているものに該当するということになれば、当然その国の補助メニュー等を使っていくことになると思います。その際には財源の振りかえ等をしっかり行って、この基金がそれ以外のもっときめ細かな事業等に適用できるようにというふうな工夫はしていくことができるというふうに思っております。

**○武井委員** ということは、確認ですが、県が

一たん条例の中で手当てをしたお金であっても、今後、国の特措法の関係で、繰り入れというお話もありましたので、ちょうどスキームが合えば、国から特措法に基づいて、県に対して、県が条例に基づいて支払ったものであっても繰り戻しされることがあり得るという理解でいいですか。

**○永山総合政策課長** 繰り戻し云々というのは具体的にイメージがわからないんですが、国が示す補助金のメニュー等でどうも使えるということになれば、この基金で使おうと思っていたのも、そちらではなくて国の補助メニューに乗っかっていくということになるのではないかなというふうに思います。ただ、具体的にまだそこまでのイメージはありませんが、十分にいろんな制度は活用をしていきたいと思っています。

**○武井委員** わかりました。

次に進みます。30億円を積み立てて、20億円が一般財源で、10億円が義援金ということなんですが、30億円のうち8億円は当座で取り崩して使って、残りの22億円は基金としては取り崩さずに、残りの22億円の運用益というものが、今後の基金の実質的に使えるお金ということになるという理解でよろしいのでしょうか。

**○永山総合政策課長** この基金は基本的には取り崩し型を想定しております。現在、30億円を積んでおりますけれども、今議会でそのうち8億円の取り崩しをお願いしたということでございます。今後、今回打ちました対策、あるいは基金以外で打った対策の効果等も見きわめながら、順次、事業化を進めていくということで考えております。ただ、30億円の基金をつくった時点では、国からの追加的な基金に対する財政支援がある程度あるということを想定して組んでおりますので、それが結論がどうなるかによっ

で少し使い方とかいうことは変化があり得るかもしれないというふうには想定しております。

○武井委員 ということは、27年3月31日とありますけれども、取り崩しとなりますと、非常に不安なのは、これもやってくれ、あれもやってくれみたいなことで、平たく言えばあっという間に使い切ってしまうということが十分あり得ると思うんですけれども、取り崩しにされるということであれば、27年までという条例の期間があるんですけれども、例えば年間は幾らか、とりあえず8億円は使うわけなんですけれども、どの期間までにどの程度の金額を崩していくのかとか、どういうふうな形で優先順位とか、またその基金の使用の決定の会議といいますか、当然そういうのもあるでしょうが、どういうスキームで残りの22億円を使っていくということになるのでしょうか。

○永山総合政策課長 この基金は27年3月31日で5年間ということにしてしておりますが、取り崩しそのものについては、おおむね3年程度を想定しております。なぜ5年間としたかという、国から財政支援が得られて、もし公共事業等その中でやるとすれば、繰越事業があり得るということで1年は長くなる、それがぎりぎりまでかかった場合には清算業務があるということで、基金としては5年程度は必要だということで5年ということで、取り崩しそのものについては、おおむね3年程度を想定しています。それを30億のままだったとしてどう使っていくのかということについては、先ほど申し上げましたけれども、今回打った対策の効果がどうなのかということを見きわめ、あるいは250億のファンドを使った中小企業支援対策、それがどのような効果を生み出しているかということも見きわめながら、じゃ、どこに手を打っていくのか

ということを次の段階として考えていく。それについては、復興対策本部のほうでしっかりと管理をしていくということになると思っております。

○武井委員 わかりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 基金事業でもう一点お尋ねしますが、けれども、畜産の復興というのが主になっているかなというような感じは受けているんですが、関連業といいますか、宮崎県内、中小企業がたくさんあります。飲食店もあるし、観光業もあるし、いろんな業種があるんですけれども、そこから非常に悲鳴が上がっているんですけれども、そのあたりにどういう対策を、これで見ると余りないのかなという感じはするんですけれども、考えておられるのか。

○永山総合政策課長 今回、8億円の取り崩しについて、畜産関係が1億6,000万でございます。県産品のイメージダウンとか観光関係等も含めたアピール関係で1億1,000万円崩します。環境対策で2,500万円、地域の再生について、中山間関係ですが、1,200万円、その他公共事業関係で約5億ということでございます。中小企業の支援というのにつきましては、250億円のファンドが一つございます。それから、同じく中小企業庁から支援を受けましたプレミアム商品券の支援ということもございます。そのあたりも見きわめながらということになりますが、今回、1億程度打ちました宮崎のアピール関係の事業等の効果も見きわめて、次のステップを検討していくということになると思います。公共事業についても、同じように、今回、約5億を取り崩して、起債も含めて30億の公共事業を打ちますので、それによる効果等も見きわめていく必要があるというふうに考えております。

**○鳥飼委員** 現行ではそれで頑張っていたかなくてはいいだろうと思うんですが、しかし、旬と言わないだろうなと思っているんですね。私が一番気にしているのは、各界の皆さん方にも御説明に参りましたけれども、倒産とか、下手をすると自殺が出るんじゃないかなと私は心配しているんですよ。本会議の答弁でもありましたし、金融対策で県中小企業融資制度口蹄疫緊急対策貸付というのがありましたけれども、これは8月で制度そのものが打ち切りになっていると。私どもが言っているのは、無利子というところが大変重要なんですよということで、これは中小企業団体中央会が知事に要望書を提出したという9月4日の記事なんですけれども、そういう声が根強くあって、そこをどうやってクリアするのか、なかなか難しい問題だというふうに思っているんですけれども、県の口蹄疫緊急対策貸付についても、60億か70億かということで御説明がありましたけれども、利子補給を何カ所かでやっていると、そこが一番大事なところで、9月以降、今からダメージ的にきいてくるだろうと。私も相談を受けたんですけれども、そこはたまたま農家を引き継いだところで、この制度も紹介したんですけれども、結局、田んぼか何かを売ってレストランの経営のほうに充てたというようなことを聞いているんですね。今からじわじわと来るだろうと思いますけれども、そこはやはり何らかの対策を打っていただきたいなということで、直接の担当は商工になりますから、ここでは申し上げませんが、ぜひ、取りまとめ役のところですから、そこはやはり十分注意をして対応していただきたいということを申し上げておきます。

**○前屋敷委員** 私も基金のことについて、まず、この基金創設では、県が独自にいち早く基金を

創設したということについては評価をしたいと思います。というのも、やはり国が今、基金の中身を全く明らかにしないという状況で、特措法でもうたいながら、全く態度表明がされていないという点では非常に無責任なことで、引き続き要求はしていかなきゃならないと思うんです。国がそういう基金の対応ですので、とりあえず県独自でもということで提案もしております。また、取り崩し型はいかがなものかと政府が言っているという話ですけれども、本来なら、だったらどういう基金がいいのかというのをちゃんと示すべきなんですね。今まで原資をもとに、その利息でもって運用するというのが一般的だったんでしょうけれども、しかし、それだったら早くその対応を国がしなきゃならないんですけれども、その点で言えば非常に無責任だというふうに私は思います。緊急的なこともあって、県は取り崩しということで30億の基金の創設を行う提案をされましたけれども、その30億で到底足りるものではないというふうに思っているんです。当面今、300億の要望をしていますけれども、これは引き続き強力に県も我々も要請をしていかなきゃならない問題だというふうに思っているところです。

それと、今回提案されております30億の中の義援金が10億円ということで、①から⑧まである項目の中の①から⑤までを特に関連の農家の方々の対策のためにというふうに2ページの処分のところにうたっておりますけれども、これは、義援金だからこういう使い方をすることなんですか。その辺のところを御説明してください。

**○永山総合政策課長** まず、基金の話でございますが、我々はなぜ取り崩し型をお願いしたかということ、現在の金利の情勢、それから特措法



が約1,000億円という規定があって、それをかがみますと、今の金利情勢からすると取り崩し型を想定しているのではないかということで、このようなお願いをしました。ただ、国の説明としては、従来から運用型が主である、これが原則であるということをごさまして、さまざま今、御検討をいただいていますので、どのような形になるかというのはまだ姿が見えておりませんが、我々が望む形にもし、ならないとしても、いろんなもので国の支援を受けながら、目的とする再生・復興を図っていききたいというふうに思っております。

それから、基金の規定の問題なんですけれども、義援金からいただいた10億円のうち8億円については7月30日までにいただいた義援金ということで、これについては畜産農家への支援ということを目的に寄附をいただいたものでございます。したがって、その分については、この基金を活用する事業の中でも畜産事業者に利益となる事業について使っていこうということでございます。義援金の残り2億円については、8月1日以降ということで、復興対策にも充てるということで寄附をいただいたものでございますので、この基金全体の使途の中で考えていきたいということでございます。

**○前屋敷委員** あわせて、3ページの⑦なんですけれども、県内経済の回復及び雇用の維持のために使うということで、主体はどこになるのか、どういう事業に充てられるのかというのがいまいよくわからないんですけれども、企業も対象にするのか。

**○永山総合政策課長** 基本的に⑦で一義的に想定しておりますのは、まずは公共事業でございます。基金にもう少し余裕が出てくれば、雇用の維持のために、例えば雇用調整助成金のとこ

ろの追加的な措置であるとか、そういう工夫ができないかという思いはありますが、現時点で言うとなかなか難しい。即効性の観点で言うと、ここは公共事業が該当するのかなど。企業等あるいは経済団体等が行うものの支援については、⑥のところになるかなというふうに思っております。なお、雇用の観点で言いますと、先ほど復興対策の中で述べましたけれども、緊急雇用の基金を活用した臨時的な雇用の確保、あるいは畜産の復興対策の中でも獣医師の活用等によって雇用の維持を図ると、さまざまこの基金以外のところでも取り組みをしていきたいということと考えております。

**○前屋敷委員** 基金と別なんです、国で言う22条の関係になると思うんですが、復興のためにはぜひ必要だという点で、ワクチン接種農家の補償の問題なんですけれども、今度の議会でもその補償はどうか、概算払いのことも出ましたけれども、ほぼ概算払いは終わって、精算払いに入っているという状況なんですけれども、私、直接、ここは佐土原の農家なんです、まだ4分の1しか払われていないということなんです。あんたたちが知らんでどうするんだみたいなことを言われてしまったんですけれども、ちょうど宮崎で競りが始まる日だったんですけれども、買いたいけれども、まだ4分の1しか概算払いがなくて、そこは家族で営まれる畜産農家なんですけれども、これはいいことなんだと思うんですけれども、今、非常に高値で取引がされているということがあって、高いがゆえに今度は今の元手のお金だけでは買えない、そういうことでだんだんと再開が延びるような状況なんです。現地にも出向いていろいろお話も聞かれている状況をさきに御説明ありましたけれども、もう少し丁寧な形でそういう農家の皆さ

んの状況というのを把握しないと、もう一歩足を踏み出すというところにまではいかない零細な農家はかなり多いんじゃないかなと思ったんです。

それともう一つ、心の問題として、そういう農家も、生活リズムががらっと変わってしまったものだから、まず朝起きて何をするかというところから始まって、一日ぼうっとしてしまうことが多かったりとかいうお話もされておられたので、そういうことも含めて、いま一度もう少し丁寧な把握が必要じゃないかなというふうに思ったので、これは農水関係かもわかりませんけれども、一応ここでお話もしておきたいと思ひまして、発言をいたします。

**○永山総合政策課長** 補償金等の支払い、今、仮払いしかやれておりませんが、今、突貫工事で一生懸命やっています。目標として10月中には全額を支払えるようにということで農政水産部、取り組んでいるようでございますので、しっかり頑張ってもらえるものと思っております。

**○押川委員長** その他を含んで質疑を受けたいと思います。

**○鳥飼委員** その他で1点お尋ねします。総合計画、余り余計なことは聞きませんが、ただ、計画構成案、4月の委員会で報告になった分を持ってきましたけれども、かなり変わっている感じがしまして、練られてきているなどというふうに思っているんですが、少し気になるのは、20年後というのが前回入ってしまひまして、20年後だったら課長は幾つになるのというふうに聞きたくなるような感じを私、持っていたんですけども、今回落ちているんですけども、この考え方というのはどんなふうになっているんでしょうか。

**○永山総合政策課長** 市町村首長との意見交換

でもあったんですが、20年後というのは変わリません。ちなみに、私は20年後は73になりますけれども、20年後を見通したというか、想像したというよりも、20年後の課題に向かって今、何をすべきなのかということで考えていくというところについては同じでございます。

**○鳥飼委員** そうしますと、長期ビジョンのところには書いてありませんけれども、これは付記をするということですね。永山課長が73、私は82になるんですけども、もう生きているかどうかもわかりませんけれどもね。しかし、余りにも長過ぎて想像がつかない。気持ちとしてはわかるんですけども、そこは常識的といいますか、ある程度見通せるものでないと、現実的には考えられないんじゃないかなと思うんですね。そこは意見として申し上げておきますので、よろしくお願ひいたします。

**○押川委員長** ほかにございませんか。

**○横田委員** 私も新たな総合計画についてですけども、私は「心豊かに暮らそうよ」というのがキャッチフレーズなんです。豊かさというのは人それぞれで、感じ方が違うと思うんですけども、例えば県民所得で一番高い東京と宮崎と比べて、じゃ、東京は宮崎と比べて物すごく豊かなのか、宮崎は全然豊かじゃないのかというのを考えたら、絶対そんなことはないと思うんですね。やっぱり東京にはない宮崎の豊かさというのはたくさんあると思います。別にこれから先も東京の後追いをしていく必要は全くないと思うんです。宮崎県独自で豊かさを感じられるような県づくり、地域社会づくりをしていけばいいんじゃないかなと思うんですが、豊かさを感じるというのは、自分の住んでいる地域に愛着を持てる、そういうのが一番だと思うんです。今、非常に社会の人間関係が希薄に

なっているとか指摘されていますけれども、この前の代表質問でちょっと言わせてもらいましたけれども、いかにそこに住んでいる住民が地域の行事にかかわっていくか、そういうことは非常に大事だと思うんですね。河川パートナーシップ事業のことを触れさせてもらいましたけれども、あれも右肩上がりに参加団体がふえているということで、まさにそういうことが豊かさを感じる地域づくりにつながると思うんです。そういう事業というのは決してお金がかかるわけでもないし、県民の意識を高めていくということになると思います。だからといって別に「小さな政府」を目指せとか言うわけじゃないんです。経済対策とかせんとかんところは思い切りやっていかないかんと思うんですけれども、でも、県民にお願いする部分はできるだけ積極的に県民にお願いをして、地域のかかわりを深めていっていただけるような、そういう政策を今後進めていくことが、宮崎県の豊かさを求めることになるんじゃないかなといつも思うんですけれども、そこらあたりはいかがでしょうか。

**○永山総合政策課長** 今回、基本目標で「新しいゆたかさ」ということ、これはまだ定義づけはしておりません。恐らく、人によっていろんな考え方があると思います。次の案に向けては、宮崎県が考える豊かさというのは何なのかということも含めて表現をしていきたいということで今、班員と話をしているところでございます。今、委員からございましたように、地域というのは非常に大事だということで考えておりました、資料の21ページの戦略の8の中でも、多様な主体の参加によるコミュニティーの経営というふうな戦略も掲げております。財政が非常に厳しくなるというだけではなくて、やはり地域づくりを住民みずからが行っていくということ、

これ自体はますます大きくならなければならないことなんだろうというふうに思っています。政策的にそういうものをしっかりやっていくということが一つと、もう一つ、総合政策課の業務として、地方分権の推進というのがございまして、この中でも市町村へおろしていくこと、あるいは住民の方々と一緒になっていく、そういうふうな行政施策の構築ということも、そのような観点からも進めていきたいというふうに思っております。

**○横田委員** それと、11ページですけれども、先ほど説明がありましたが、現状推移でいけばこうなりますよと、対策を打てばこういうふうになるかもしれませんというようなことだと思うんですけれども、確かに、努力次第ではこういう方向に持っていけるんじゃないかなとも思うんです。私、いつもワクチン接種のことを言うんですけれども、あれで医療費を削減すべきだということで、対策の4番に医療・介護費ということが書いてありますけれども、いろんな条件があって簡単にいかないことは十分理解しているんですけれども、例えばワクチン接種にしても、全国の例で非常に医療費が削減できているというのもあるみたいですので、そういうことも一緒に検討していただきながら、将来に向けて計画を練っていただくといいかなというふうに思います。

**○永山総合政策課長** 特に社会保障の負担増のところ、2,500億円という非常に気の遠くなるような数字を上げておりますけれども、この問題等への対応も含めて考えれば、どうやって医療費を抑え、介護の費用を抑えていくのかというのはすごく大切な点でございます。実際に1人当たりの医療費で見ると、宮崎が42万8,000円ですが、一番少ない沖縄は33万円と、これだけの

格差もありますし、介護の認定割合も宮崎は15.6ですけれども、埼玉は12.5ということで、やっぱり取り組みによって相当の差があると。これからのポイントは予防ということなんだろうというふうに思っています。介護予防あるいは疾病予防というところにかかなりの力点を置いて進めていくべきなのではないかなというふうに思っております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 何点かお伺いをしたいと思います。まず、9ページの私学高校の就学支援金の件をお伺いいたんですが、これは報道でもありましたけれども、宮崎県内ではないんだろうと思えますけれども、これが出るということで、私立学校で今までは特待生として無料で、いわゆる学校側が学費を免除していたところが、この分だけは学費をもらうみたいな形にして、学校としてはその分、国から対々でもらえるようにみたいなようなことで仕組みを変更している学校があったとか、そういったような報道等もあったんですけれども、県内では、この支援金ができることで、今までは自分たちでやっていたことを、支援金目当てと言ったら言葉は悪いのかもしれませんが、そういうことで制度を変更しているとか、そういったような事例とかというのが確認されているのかどうか、お伺いをいたします。

○安井文化文教・国際課長 結論から言いますと、同様でございます。やはり就学支援金をもらった後の分を特待生等に減免するという形で、結果的にそうなっているのは本県でも同じでございます。これは、文科省の説明が、当初、都道府県の担当者会議のときに、そういった取り扱いでいいということでありましたので、各県とも同様の取り扱いをしているというふうに思

います。スポーツとか学業で特待生はたくさんいますけれども、基本的には同様な形になっております。

○武井委員 ということは、今までは私立学校はそういった生徒たちを集めるために、学費は要らないですよということで、その分というのは学校がかぶるといふか、収入が入ってこないという形だったんですけれども、今後はこの制度ができたことによって、特待生として入れた人たちの分も国から学校のほうに支援金の支払いがされるということ、そういう制度設計であるということなんですね。

○安井文化文教・国際課長 制度上、そういう形になります。

○武井委員 これは県に申し上げても仕方がないところなのかもしれないんですけれども、逆に言うと、特待生がその分ふえたりとか、制度的にはその辺を含めてまだまだ不備な点もあるのかなと思うんですが、県内の私立学校はほぼすべてそういう取り組みをしているような状況だということでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 特待生を持っていない学校もございますけれども、持っているところはすべて同様の取り扱いになっています。

○武井委員 わかりました。それはそういう形で制度がされていけば、学校も経営をしていくという観点であれば当然そういうことであろうかと思っておりますので、そういうことなんだなということに理解をさせていただきたいと思っております。

続いて、あとは1点ずつお伺いしたいんですが、24ページの国勢調査なんですけれども、例年、国勢調査があると毎回、調査員がかわりに記入をしたとか、調査員が聞き取って書いたとか、いろんなことがよく新聞で報道されたりとか話題になったりというのがあるといふんですけれども

も、そういった意味での調査員等への指導みたいなようなものとかは、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

**○大野統計調査課長** 調査員については、6,300人を超える調査員がありますが、基本的には、今回、調査方法が変わりまして、調査員が回収する場合でも、とにかく封をして回収するという形になりましたので、基本的に調査員が中身を見るということとはございません。そういう意味での個人情報の保護というのは十分配慮されているという形になっております。

**○武井委員** 前回なんか、うちのばあさんなんかでもそうだったんですけども、全然わからないから、調査員の人 cameたら、聞きながらその場で書いたとか、そういう話をしていましたので、いろんな事例というのは現実、始めてみればあるんだろうなと思いますので、また改めていろいろその辺の指導等をお願いしたいと思います。

最後に、霧島ジオパークの件を1点お伺いしたいんですが、ジオパークについて、鹿児島県と宮崎県、いろいろと努力をなさっていたことはよくわかっておるんですが、霧島ジオパーク、ほかのところもいっぱいジオパークはあるんですけども、実際にこれがこういう形で指定されると、例えば経済効果であるとか、これによる集客の増とか、認定されたことによって、どういったようなことが変わって、どういった効果が見込めるのかとか、そのあたりについては何が今の段階で考えられているものがあるのかどうか、お伺いをいたします。

**○山内中山間・地域政策課長** 認定された効果、直接的というか、将来的にはいろいろあると思うんですけども、まず、よく言われておりますのは、当然、審査を受けたので一定のレベル

にあるんだということで、対外的に公表するときに認知度が高まるというんでしょうか、堂々と胸を張って言える。じゃ、それが具体的にどれぐらいの効果を生むのかというのは非常に難しい判断だろうと思うんですけども、そういうことが保障されるということで、活動に弾みがつく。当然、目指すべきところは世界ジオパークの認定ということで、今回は活動に対して、今までは取り組む姿勢がまず評価された。それを今度は具体的にやっていくという、そこが実績として評価されていくんだろうと思いますので、地域の盛り上がりとともにPRもしていけるというふうに考えております。

**○武井委員** 例えば屋久島でありますとか、秋田県の白神山地でありますとか、ああいったところというのは、ただ世界遺産に指定をされると、明らかにそれで集客力があって、旅行会社が商品を組んだり、テレビなんかでもどんどん取り上げられたりというようなことが現実にあったわけなんですけれども、もちろん指定されただけでできめん効果があるという世界遺産ほどのものはないかもしれないんですが、逆に言うと、教育的活用やジオツーリズム——ジオツーリズムというのがどういうものかイメージがつかないところもあるんですが、指定されたことでこれをどういうふうな形で生かしていくのか、観光の部門とかとの連携等もあるんでしょうけれども、ジオパーク認定を今後どういうふうな形で生かして、できれば屋久島みたいに非常に目覚ましい効果があるとすばらしいと思うんですが、そういった今後の戦略とか、そのあたりをお持ちでしたら、ぜひ、お聞かせいただきたいと思います。

**○山内中山間・地域政策課長** 委員おっしゃるように、まさしく具体的には観光面、わかりや

すく言うところに行き着くのかなというふうには思っております、ここの概要のところにもありますけれども、教育的活用とか保護・研究、活用するというのが今回のジオパークの構想、世界遺産というのは基本的には保護が目的だというふうに聞いておりますので、活用に向けて、地域のほうが具体的にネイチャーガイドの養成をしているということは、要は来た人に対して十分説明ができる、十分な説明を受ければ、また行こうかというふうな相乗効果が出てくるのではないかなというふうに思っております。ちょっとお答えにはならないかもしれませんが、そういうことを期待しながら、当然、PRをしていくんだと。具体的にはいろいろあるんだろうと思いますけれども、今度、該各市町村がどういうふうにそれをまた利用して活用していくか、連絡協議会としても、どうやって活用していくかという、その協議の中で決まっていくのかなというふうに思っておりますので、また相談があれば、その市町村の相談にも乗っていききたいというふうに思っております。

○武井委員 積極的な活用を期待したいと思います。以上です。

○河野副委員長 確認だけです。県総合計画の策定状況の中で、今後のスケジュールとありますけれども、議会のほうへ姿を見せるのは2月と6月だけですか。

○永山総合政策課長 議案として提出させていただくのは2月議会と6月議会でございますが、常任委員会等の都度、その進捗状況等についてはお示しをしたいと思いますし、会議等の開催の際には、これまでもしてきたところですが、資料等は送らせていただきたいと思います。

○河野副委員長 勉強不足でちょっとお聞きし

たいんですが、国勢調査の実施というのは、例えば県の広報計画云々というのが挙がっていますけれども、県負担というのはないんですか。

○大野統計調査課長 この広報については、国と県と市町村、それぞれ広報がなされておまして、それぞれの広報については、国ももちろんでございますが、県のほうも国庫支出金の中から広報費としていただいたものを県の広報として実施しております。

○押川委員長 部長、委員の皆さん方からも今回の口蹄疫の復興等々についていろいろ御意見が出たんですが、県民政策部が核となってこの問題は部局横断の中で頑張っていたきたいというふうに我々は思っております。部長の意気込みがあればお聞きしたいと思いますけれども、最後にいたします。

○山下県民政策部長 先ほど来、特に復興の道筋といいますか、工程表といいますか、特にこのところが非常にきれいな言葉は、もちろんどの先にあるかわかりませんが、つくっているんですが、その道筋というのは、今の現場をとにかく牛なり豚で埋めたいという農家の方々のお気持ちと、実はそのところにそういう絵を描いて、それに至るまでには工程をこういう順序を踏んでやりましょうというところが本当は一番大切なんだろうと思います。それが一つと、本県は畜産県ですから、当然、今回、被害になった市町以外に、例えば都城であるとか、そういったところに、じゃ、次は県としてどういう形でモデル的なものをどういう工程で進めていくかということもやはり十分考えないといけないと。力不足ですが、当然、所管部というのはあるんですが、全体をリードすると言うと語弊がありますが、きちんとフォローアップしてまいりたいと思います。

○押川委員長 ありがとうございます。国の防疫の不備というのも絶対あったと思うんです。そして、宮崎県だけがなぜグローバル化の中で発生したかということは、発生原因の究明、そして感染ルートの解明、宮崎県がモデルになるわけでありますから、ぜひ、ここは基金を含めて、すべての問題について皆さん方に頑張ってもらいたい、もちろん我々も議会の中で頑張っていきたいというふうに思います。

要望を述べさせていただきまして、以上をもちまして県民政策部を終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後0時59分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○稲用総務部長 今回、御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付をしております総務政策常任委員会資料によりまして、御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。平成22年度9月補正予算案の概要（議案第1号）についてであります。

今議会に提出しております予算案は、口蹄疫復興対策及び公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。なお、口蹄疫対策に関しましては、第6次の補正予算となります。補正額は、一般会計で322億6,020万6,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、

9月補正後で6,687億8,061万1,000円となります。この補正によります一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金が2億234万2,000円、国庫支出金が30億3,109万9,000円、寄附金が3億2,000万円、繰入金が44億97万8,000円、繰越金が20億2,887万1,000円、諸収入が10億1,561万6,000円、県債が212億6,130万円であります。

2ページをお開きください。一般会計歳出の款ごとの内訳であります。主なものを申し上げますと、一番上の総務費のうち、30億円が口蹄疫復興対策基金の造成で、表の中ほど、農林水産業費は、その積み立てた基金を活用して実施します復興対策事業のほか、補助公共事業等を増額しております。また、その下の商工費は、中小企業応援ファンド造成のための貸付金等で、土木費につきましては、口蹄疫復興対策の県単公共事業等を増額するものであります。

補正予算案については以上であります。

次に、特別議案関係について御説明いたします。

資料の8ページをごらんいただきたいと思います。議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、法人県民税の法人税割における超過課税措置について、適用期限を延長するため、条例を改正するものであります。

次に、資料の9ページです。議案第7号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、行財政改革の一環として、旅費事務に関する職員の負担軽減や経費の節減を図るため、職員の旅費に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、資料の10ページをお開きください。議案第9号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一

部を改正する条例」であります。

これは、住民基本台帳法の規定により、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本県独自の本人確認情報の利用及び提供を行うため、同法施行条例の一部を改正するものであります。

次に、資料の12ページをお開きいただきたいと思います。議案第15号「訴えの提起」についてであります。

これは、普通財産に係る時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決に付するものであります。

次に、その他の報告についてであります。

資料の14ページをごらんいただきたいと思います。本日、御報告いたしますのは、ここに記載しております今後の行財政改革の検討について、及び20ページになりますが、宮崎県口蹄疫対策検証委員会の設置についてでございます。

それぞれ詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどをよろしく願います。

なお、市町村課長が病気のため、本日の委員会を欠席しております。代理としまして、課長補佐の福嶋が出席しておりますので、市町村課に係るものにつきましては、課長補佐のほうから説明をさせます。

私からは以上でございます。

**○日隈財政課長** 議案第1号の歳入予算について御説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧でございますが、中ほどの太枠で示しております中の左側、今回補正額の欄のところを縦にごらんください。主なものを申し上げますと、まず自主財源につきましては、繰入金

が10億1,561万6,000円、次に依存財源でございますけれども、国庫支出金が30億3,109万9,000円、県債が212億6,130万円、いずれも増額となっております。この結果、この表の一番下の欄でございますけれども、この補正によります歳入合計は、322億6,020万6,000円となっております。したがって、補正後の一般会計の予算規模につきましては、総務部長が申し上げましたとおり、この表の補正後の欄の一番下になりますけれども、6,687億8,061万1,000円となります。

次に、4ページをお開きください。ただいま御説明しました歳入の科目別、詳しい歳入の概要でございます。まず、分担金・負担金についてでございます。各種公共事業等に対します市町村等からの分担金・負担金でございますが、補正額は、2億234万2,000円となります。

次に、寄附金でございます。寄附金の欄を見ていただきますと、これは全国の個人、団体、企業からふるさと納税制度などを活用いたしまして、県に直接寄せられました口蹄疫対策等のための寄附金でございますが、補正額が3億2,000万円となっております。

次に、繰入金についてであります。このうち、説明の欄を見ていただきますと、基金繰入金につきましては、昨年度までの経済・雇用対策で積み立てました基金、たくさんございますけれども、この基金を取り崩しまして各種事業の財源とするもの、あるいは今議会で新規に積み立てをお願いしております宮崎県口蹄疫復興対策基金の一部を速やかに取り崩しまして、早急に実施すべき復興対策の財源とするものであります。また、公営企業借入金は、これは、企業局の電気事業会計から口蹄疫復興中小企業応援ファンドの造成のための財源として、20億円を



無利子で借り入れるものであります。

次に、繰越金であります。これは、21年度決算の歳入歳出差引額から22年度の繰越明許費の財源となる額、いわゆる繰越財源を除いた実質収支の分、黒字の分になりますけれども、この額20億2,887万1,000円を22年度へ繰り越すものであります。

次に、諸収入であります。補正額10億1,561万6,000円のうち、10億円については、これは、県共同募金会が実施していただきました口蹄疫被害義援金から県への配分額であります。

次に、国庫支出金であります。公共事業費等の国庫補助決定に伴いまして、農林関係、土木関係を合わせまして国庫負担金が22億円余の減額となっておりますが、その分、国庫補助金において交付金事業の内示や口蹄疫復興対策費約53億円を計上しましたことから、国庫支出金全体としては30億3,109万9,000円の増額となっております。

最後に、県債であります。今回の補正で最も大きいのは商工債であります。これは、財団法人宮崎県産業支援財団が造成します口蹄疫復興中小企業応援ファンドの財源として、国の外郭団体になりますけれども、独立行政法人中小企業基盤整備機構から県のほうに無利子で借り受けます200億円、これは県債の形をとりますので、転貸債と言うんですけれども、いわゆる県債としての発行で財源を調達するというものであります。

歳入予算については以上でございます。よろしく願いいたします。

**○緒方総務課長** 総務課でございます。

常任委員会資料の12ページをお願いいたします。議案第15号「訴えの提起」について御説明を差し上げます。

まず、1の訴えの目的でございます。この訴えは、普通財産の売り払いに当たりまして、宮崎県への所有権移転登記がされていない日本蠶絲統制株式会社名義の土地について、時効取得を原因といたしまして所有権移転登記手続請求の訴えを行おうとするものでございます。当該普通財産は、昭和36年から県の所有地として管理をいたしておりますけれども、1筆だけが日本蠶絲統制株式会社名義のままとなっております。この土地に関する土地売買契約書がなく、会社も解散しておりますので、判決によりまして所有権移転登記を求めるものでございます。当該普通財産につきましてですが、宮崎市東大淀2丁目にございまして、椎茸種駒製作場があったところでございます。総面積が約3,900平方メートルでございます。

次に、2の訴えの概要の(1)の内容でございますが、この訴えは、20年以上にわたり所有地として管理していることによる時効取得を原因としております。次に、(2)の所有権移転登記を必要とする土地の所在地ですが、宮崎市東大淀2丁目32番2、面積は40.59平方メートルでございます。次に、(3)の相手方でございます。土地の登記名義人である日本蠶絲統制株式会社は、昭和16年に設立されました国策会社でありますけれども、昭和21年に解散しておりますので、法人登記簿も廃棄されております。そのため、相手方として特別代理人の選任を裁判所に申し立てることになります。13ページに現況写真をつけております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

**○桑山人事課長** それでは、人事課所管の議案につきまして御説明申し上げます。

委員会資料の9ページをごらんいただきたい

と思います。議案第7号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由であります。旅費事務に関しまして、職員の事務負担の軽減、経費の節減を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容でありますけれども、まず、(1)の級区分の廃止でございます。アの宿泊料及び食卓料、イの移転料、この移転料は、異動に伴いまして転居した場合、いわゆる引越し代として支払うものであります。これらにつきましては、現在、それぞれの表の改正前の欄にありますように、職務の級の区分ごとに旅費が定められておりますが、この級区分を廃止いたしまして、改正後の欄、職務の級にかかわらず一律の旅費とするものでございます。これにより旅費事務におきましては、職員の給料の級・号級の入力、あるいはその確認作業が不要となりますほか、外部の委員の方々、あるいは非常勤職員の方々の級の格付が不要となるなど、事務の簡素化や職員の負担の軽減が図られるものであります。なお、アの宿泊料及び食卓料の改正後の額につきましては、改正前の5級以下の区分の額に一本化するものでございます。それから、イの移転料のほうは、改正後の額は、改正前の6級以下4級以上の額、3級以下の区分の額、この中間値を改正後の額としております。

次に、(2)の自家用車利用時の車賃単価の改正であります。これは、自家用車を利用して出張した場合の車賃の単価を、ガソリン代や車の燃費等を考慮いたしまして、現行の1キロメートル当たり37円から17円に改正するものでございます。

次に、(3)の自宅等から旅行する場合の比較計算(仮定計算)の廃止であります。現在、自宅等から直接出張した場合の旅費の計算は、下の米印に書いてありますけれども、自宅等から目的地までと勤務公署から目的地まで、この2つの旅費を計算しまして、少ないほうを支給しております。この比較する計算にかなりの時間、労力を費やしている部分もございまして、これを省力化すること、それから実費弁償、実際の方法、経路で旅費を支給するという観点からこういう見直しを行いまして、仮定計算を廃止するというところでございます。

最後に、3の施行期日であります。2の改正内容のうち(1)、(2)につきましては、現行の旅費システムの改修等が必要なため、公布の日から起算しまして1年を超えない範囲内において規則で定める日としております。また、(3)につきましては、システム改修等は関係ございませんので、周知期間を考慮しまして、平成23年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○日隈財政課長** 続きまして、財政課関係の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。総務部では、補正予算がございましてのが財政課だけでございます。今回お願いしております補正額は、10億2,887万1,000円でございます。補正後の財政課の予算は、976億5,181万6,000円となります。

それでは、その内容について御説明いたしますけれども、議会資料、平成22年度9月補正歳出予算説明資料で御説明申し上げます。19ページをお開きください。(事項) 県債管理基金積立金でございますけれども、平成21年度の一般会

計の決算剰余金、いわゆる黒字の分ですけれども、これの一部、10億2,887万1,000円を地方税法第7条の規定に基づいて——基づいてというのは、決算剰余金の2分の1以上は積み立てをするという規定がございます。したがって、これに基づきまして追加積み立てを行うものであります。

財政課の補正予算については以上でございますけれども、ここで、県全体の口蹄疫関連予算の状況についても御説明したいと思います。

もう一度委員会資料のほうに戻っていただきまして、6ページ、7ページをお開きください。見開きの表に口蹄疫対策としての1次補正から今回の6次補正までの事業内容と金額を記載させていただいております。この表の一番下の合計欄の右から2つ目の欄、これが今回の分でございます。6次補正分、補正額が292億2,228万1,000円となっております。この結果、その隣の総計欄にありますとおり、6次補正までの総額は、884億4,745万1,000円となります。

財政課からは以上でございます。

**○永田税務課長** それでは、議案第5号について、お手元の総務政策常任委員会資料により説明いたします。委員会資料の8ページをお開きください。議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由ですが、法人県民税の法人税割、これは、法人税額を課税標準として課税されるものですが、この税率については、地方税法の規定に基づき、財政上その他の必要がある場合、5%となっている標準税率を超える税率で課税することができることとなっております。本県におきましても、社会福祉関係経費や教育文化施設の整備に要する経費の財源確保を目的として、昭和51年より法人税割の超過課税を実施し

ておりますが、現在の適用期限は、平成23年1月31日に終了する事業年度分までとしております。今後も、社会福祉関係や教育施設の耐震化など教育施設整備費に要する財政需要が見込まれるとともに、引き続き厳しい財政状況が予想されることから、適用期限を延長させていただきたいと考えております。

2の改正の内容ですが、適用期限を5年間延長するため、宮崎県税条例附則第11項で規定している税率の特例の期限を、平成23年1月31日までの間に終了する事業年度分から、平成28年1月31日までの間に終了する事業年度分へと改正いたします。

3の施行期日ですが、現在の適用期限の終期後である平成23年2月1日から施行することとしております。

なお、この超過税率につきましては、0.8%上乗せした5.8%としておりますが、中小企業に対する軽減措置として、資本金が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の法人については、標準税率である5%で課税することとしております。また、全国的には、静岡県を除く全都道府県で超過課税を実施しておりまして、東京都及び大阪府が制限いっぱい6%で実施しているほかは、本県と同じ5.8%の税率としております。

説明は以上でございます。

**○福嶋市町村課課長補佐** 常任委員会資料の10ページをお開きください。議案第9号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本議案は、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本県独自の本人確認情報の利用及び提供を行うための条例改正案でございます。

まず、1の改正の理由であります。これまで

は住民基本台帳法で定められております65の法定事務に限って住基ネットの本人確認情報を利用してきたところでありますが、同法第30条の8に条例で定める事務を遂行するときにも本人確認情報を利用することができる旨の規定があることから、今回、本県独自の本人確認情報を利用する事務等を拡大し、県民の負担軽減や行政事務の効率化が図れるよう、所要の改定を行うものであります。

なお、本人確認情報とは、点線枠内にありますように、市町村が管理する住民基本台帳に記録されている県民の氏名、住所、生年月日、性別等であり、県の事務処理上で必要な場合に、条例で定める事務に限って、本人や市町村から住民票を徴収することなく、当該情報を得ることが可能となるものであります。

2の主な改正内容についてであります、(1)にありますように、本人確認情報を利用及び提供する事務の規定に関しては、知事部局による利用事務として、各種県税の賦課徴収に関する事務など12事務、知事以外の執行機関が利用する事務として、選挙管理委員会による公職選挙法関係事務など4事務の計16事務を今回、規定するものであります。16事務の内容については11ページをごらんください。一覧表に記載されているとおり、宗教法人規則の認証関係の事務など知事部局の6部9課の12事務、教育委員会所管の恩給関係事務など知事部局以外の3委員会4事務となっております。

10ページにお戻りいただきまして、このほか、2の(2)に記載のとおり、住民基本台帳法に規定されている本人確認情報の保護に関する審議会や情報提供手数料に関する既存の関係条例・条項を整理するため、所要の改正を行うこととしております。

なお、条例改正に伴う新旧対照表につきましては、議案書の21ページに記載しておりますので、後ほど、ごらんください。

次に、3の施行期日であります、条例改正に係る周知期間や住基ネットシステムの変更の準備期間として約1カ月を見込んでいることから、本年11月1日を予定しております。

このほか、今回の利用事務等の拡大による効果としては、4の(1)に記載しているとおり、県民の皆様が県に対する各種申請書に添付を要していた住民票の写しを省略することにより、市町村役場での住民票の交付手続が不要となり、その交付に要する費用負担等が軽減されるほか、行政事務の効率化という面で、居所不明者の確認等のために県が市町村に行ってきた住民票の写し等の公用請求と、それに伴う市町村の住民票発行手続が不要になることといった効果が期待されるところであります。

なお、他県の状況であります、4の(2)にありますように、本年4月現在で、既に30都県において本県と同様の独自利用事務に関する条例を制定・施行済みという状況でございます。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○大坪行政経営課長** それでは、2点ほど御報告をいたします。

資料の14ページをごらんください。まず1点目ですが、今後の行財政改革の検討についてであります。

まず、1の行財政改革大綱2007に基づく取り組みであります、6月議会の常任委員会で進捗状況を御報告しましたとおり、本年度を最終年度としまして、その表に掲げておりますように、1の意識改革から5の財政改革までの5つの改革プログラムを柱に鋭意取り組んでいる

ところであります。

そのような中、右側の15ページ、2の本県を取り巻く社会情勢についてですが、行政に対する県民ニーズの多様化・高度化や、地域主権型社会などへの新たな課題への対応を実施する必要がある一方で、財政状況が大変厳しく、従来型の行政主導による公共サービスを維持し続けることは困難になっていくものというふうを考えられます。また、現在、20年後の本県の目指す姿と基本目標を定める新たな県総合計画の策定作業が進められておるところでありまして、その内容にも十分留意していく必要があるというふうに考えております。

以上のようなことを踏まえながら、3、今後の行財政改革の検討であります。行財政改革につきましては、昭和60年の大綱策定以降、継続して取り組んできておりまして、今後とも、不断の取り組みが求められる。また、この行革大綱は、来年度から始まります県総合計画を支えて一体となって推進するものでございますので、現在の大綱についても見直しを行った上で、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。そこで、去る7月15日に庁内の関係課長等から成るワーキンググループを設置しまして、現在までの取り組み状況について検証するとともに、新たな行財政改革の検討に向けた諸課題の整理等を始めたところであります。

なお、近日中に県民アンケート調査を実施することにしております。県民の皆様のご意見等も伺いながら検討作業を行ってまいりたいと考えておりまして、その様式につきましては、次の16ページ以降に添付しております。19ページまでございますが、このアンケートにつきましては、希望する県民の方はどなたでも参加でき

るような形で実施をしたいというふうに考えております。

それでは、資料の20ページをごらんください。2点目は、宮崎県口蹄疫対策検証委員会の設置についてであります。

まず、1の目的にありますように、この委員会は、今回、県内で発生した口蹄疫に係る一連の対策について、客観的かつ専門的な観点から問題点の検証や改善点の検討等を行うことによりまして、今後の防疫対策や危機管理対策の充実強化を図るということを主たる目的として設置したものであります。

2の調査検討事項ですが、(1)から(5)までありますが、(1)が事前の予防段階から終息に至るまでの一連の防疫対策に関する事、(2)が県の危機管理体制に関する事、(3)が市町村、他県、国及び関係機関との連携に関する事、(4)が県内の農家、商工業者、県民等との連携及び情報伝達等に関する事、そして(5)がその他必要な事項ということで、幅広く調査検討を行うことにしております。

委員会の構成につきましては、3にありますように、それぞれの分野の代表者8名で構成することとしておりまして、委員会のもとに庁内調査チームとその分科会を設置しております。

調査検討のスケジュールにつきましては、右側の21ページ、4にありますように、全体会議を3回ほど実施をしまして、その間に庁内調査チームを中心とした調査や、委員への個別協議等を行い、最終的には10月下旬を目途に、調査報告書の内容検討、そして取りまとめ作業を行いたいと考えております。

さらに、その調査結果を踏まえまして、県といたしましては、①、②、③とありますが、①が詳細な管理マニュアルの作成、②が県の防疫

体制、危機管理体制の構築、③、国に対する提案事項等の取りまとめ、そういうものを行いな  
がら、今後の施策展開に反映させていくことと  
いたしております。

説明は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係について質疑はございませ  
んでしょうか。

○松村委員 議案第10号「訴えの提起」につい  
て、今回突然なのか、なぜ今、所有権移転とい  
うのをするのかと。本当はもっと前にするべき  
じゃなかったのかということと、この土地とい  
うものはだれかに貸して活用するのか、それと  
も財産として売却するのか、その本来の目的と  
いうか、それをお聞かせください。

○緒方総務課長 まず、なぜ今かという話なん  
ですが、そもそもこういう問題点、あったこと  
はわかっておったんですけれども、今、財政が  
非常に厳しい中で、県有地等、未利用地を処分  
とか貸し付けも含めて有効活用していこうとい  
う中で、現在、ここの土地を使っていないし、  
また将来的にも使う予定がないということで、  
それでこの機会にやろうということで今回、提  
案させていただいたわけでございます。

その目的でございますが、先ほど言いました  
ように、今のところ使う予定はないというこ  
とでございます。

○松村委員 ちなみに、今、この資産価値は。

○緒方総務課長 宮崎市の固定資産評価によ  
ると平米4万円弱ぐらいのようです。それで掛  
け算をいたしますと、大体1億5,000～1億6,000  
万円の固定資産評価になっていると推定されま  
す。

○松村委員 実勢価格はどんなものですか。

○緒方総務課長 実勢価格は調べておりませ  
ん

で、わかりかねます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 まず、9ページの旅費の関係を伺  
いたいですけれども、けさも地下の売店の旅  
行カウンター、前にいた会社だったものでは  
から、行って話も聞いたりしたんですが、今、ホ  
テルパックのIIT、ホテルと飛行機がくっつ  
いているものを大体皆さん使われますというよ  
うな話をされていたんですが、実際に宿泊だけ  
で、食卓料なんて言い回しも非常に古い感じも  
するんですが、実際はほとんどホテルパックな  
んかで使っているのに、こういった制度として  
それぞれの金額を支払うというようなこととい  
うのは、割合的に言ったらどういう感じなん  
ですか。

○桑山人事課長 割合という点につきましては  
調査をしておりますけれども、委員がおっしゃ  
いますように、東京とか大阪とか、航空券と宿  
泊がパックになったようなものを利用する場  
合には、この定額を支払うということではなくて、  
パックの料金に旅行雑費を加えて支給する、そ  
ういった実態となっております。ただ、そう  
いうものがないようなところ出張いたしますと、  
宿泊料等を実際の鉄道なり航空機の運賃に加  
えて支払うということになります。

○武井委員 食卓料というのは、これは夕御飯  
ということなんだろうと思うんですが、例え  
ば1,000円のものとかであったとしても、要は泊  
まりが発生した場合は払うものなのか、それ  
とも領収証精算になっているのか、そのあたり  
をお聞かせください。

○桑山人事課長 この食卓料は、大変わかりに  
くいんですが、船舶あるいは航空機による旅  
行中にその中で宿泊することになった場合、  
運賃に食事代が入っていない場合に支給す

る旅費でございまして、通常の我々の出張を行う場合には、宿泊料の中にそういったものは含まれております。

○武井委員 いわゆる車中泊という場合にのみ支払いをするというもので、一般的な出張等では支払いをしないというような理解でいいということですね。わかりました。

次に移ります。10ページの住基ネットなんですけれども、基本的には、私は住基ネットというのはできる限り拡大等は、まだまだできて間もないこともあって慎重にすべきだというふうに思っております。その上でなんですけど、問題は、これで県民生活の利便性が向上するというのがあるんですけれども、全部というところであれですけれども、仕組みを変えたりとか、いろんなコストもかかるんでしょうけれども、実際見ると、本当にあるのかなみたいなものの中にはあるんですけれども、これを導入することによってどれぐらいの事業とか業務というものが改善されるのかなど。実際の数というのはどんなものなんですか。

○福嶋市町村課課長補佐 この16事務の21年度の事務取扱の実績ですけれども、1万7,729件となっております。

○武井委員 多いものもあると思うんですが、例えば2番なんかは非常に多いだろうなというのわかるんですけれども、中には非常に少ないものというのもあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この中で一番少ないものというのはどうなんですか。

○福嶋市町村課課長補佐 この中には実績がゼロのものも含まれております。委員御指摘のとおり、例えば1番、9番、16番といった事務は21年度においては実績がない事務でございまして。

○武井委員 実績がほとんどないようなものも

事務としてそもそもしなきゃいけないものなんですか。

○福嶋市町村課課長補佐 21年度におきましては実績はございませんでしたけれども、年度によって件数にはばらつきがございますし、こういった事務を取り扱いができるという状況を準備しておくことで、そういう利便性の向上につながると考えております。

○武井委員 それはわかるんですけれども、改善するにもコストも要るでしょうし、必要なか必要でないのかわからないものも含めれば、実際は今までのほうが、かえってもろもろのコストを考えたら安いという部分もあるのかなど。拡大というのは慎重にしていかなければいけないのではないかと思うんですが、私たち、議員なんかをしていますと、身近にあるので例えば14番の立候補届け出等に係る確認とかいうのがありますけれども、ということは、提出書類が今後減るとか、選挙ですから届け出書類があるんですけれども、こういったようなものはどういったように変わるんですか。

○福嶋市町村課課長補佐 14番の公職選挙法による立候補の届け出等に係る確認につきましては、今までは立候補者の住民票を提出していただきまして、住民票に書かれている情報を確認しておりましたが、これが省略できるということになります。

○武井委員 わかりました。

最後に、行政経営課に行財政改革の検討についてというようなことでいろいろアンケートをとられるということであるんですが、アンケートはちょっとかたいなという……。

○押川委員長 その他は後で。

○武井委員 じゃ、結構です。済みません。

○横田委員 県税条例についてですけれども、

昭和51年から超過課税を実施しているということですがけれども、当初から社会福祉関係経費と教育文化施設整備に要する経費ということで、目的税として徴収されていたものなんでしょうか。

○永田税務課長 昭和51年当時の資料がございませんで、当時のことはわからないんですが、近年はこの理由でやっておるというような状況のようでございます。

○横田委員 昭和51年といったらもう30年以上前になるわけですがけれども、その当時からすると社会福祉関係経費とかいうのは非常に大きくなっているんじゃないかと思うんですが、超過課税が社会福祉関係経費とかを賄っている割合というのはどれぐらいなんでしょうか。

○押川委員長 時間がかかるようであれば、後ほどお願いしたいと思いますが。

○永田税務課長 財政に占める割合がわからないんですが、超過の税額は年間大体3億5,000万というところがございます。

○横田委員 5.8%の課税になるのが1億円以上の法人、1,000万円以上の納税だったですか、非常に大きな法人だと思うんですがけれども、これは6.0まで引き上げてもらうとか、そういうわけにはいかないんでしょうね。

○永田税務課長 財政上の必要性については税務課で担当していないものですから。以前は、平成2年ぐらいまでは1%上乗せしたというような状況もあるようです。

○日隈財政課長 割合ということでしたので、ちょっと拾いますと、民生費と教育費を足しますと大体2,000億円ぐらいの規模でございますので、そのうち一般財源がどれくらいかわかりませんがけれども、2,000億を分母に置きますと、1%少々しかないのかなと思います。

○横田委員 わかりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 1点だけ、先ほど松村委員からありました種駒製作場跡の話なんですけれども、確かに、ずっとあいて、要はこういうふうに変更になっていった期間が長かったということなんですが、この種駒製作場自体はいつごろ廃業というか、やめて、実際こういう形で更地になったのはいつごろからなんですか。

○緒方総務課長 種駒製作場は昭和51年3月までです。

○押川委員長 議案はほかにございませんか。

○前屋敷委員 4ページの繰入金と諸収入のところなんです、繰入金の中の口蹄疫復興対策基金繰入金8億円と雑入の復興対策基金で9億ですか、これの関係といたしますか、御説明を。

○日隈財政課長 まず、繰入金ですが、前屋敷委員からございました口蹄疫復興対策基金からの繰入金8億796万3,000円、これは一遍、造成します30億円の口蹄疫復興基金、今回条例設置もお願いしておりますけれども、30億円から取り崩して、今回、補正予算で使う財源が8億796万3,000円でございます。そして、諸収入のほうの雑入でありますけれども、先ほど御説明しました、義援金からの配分が10億円ございます。そのほかで雑入で土地区画整理事業の関係で1,728万4,000円という減額の補正がございまして、その分を引きますと9億8,271万6,000円ということでございますが、おおむね10億円というのは、これは県の共同募金会から県への配分いただいた10億円、それから若干減額の補正がありますので、9億8,000万円余ということになっております。

○前屋敷委員 今回取り崩す30億のうちの8億ということと、下の雑入で入る分というのは二



重にカウントされるような感じがするんですけども、こういう手法なわけですか。

○日隈財政課長 補正予算のたびに何度も議員の皆さんからそういう御質問を受けるんですが、昨年度は多かったですけれども、基金を造成するので、一度歳出を立てて、基金を歳出で計上します。今度はまた取り崩して繰り入れてというのが繰入金になります。それを財源に何かの事業を行うということになりますので、ダブル計上のように見えますが、出し入れの関係で整理しますと、予算上はこのような形になります。

○押川委員長 ほかにございませんか。その他を含んで質疑はありませんか。

○武井委員 14ページ、行財政改革の検討についてというところをお伺いしたいと思うんですが、いろいろと項目が書いてございまして、アンケートもあるんですけども、「これからの行財政改革に求めるもの」とか、なかなか書きづらいかなど。「行政改革に取り組んでいることを御存じでしたか」という、非常に質問が全体的に漠然として抽象的な感じがあるんですけども、もうちょっと具体的なものにできなかったか。事例を示して、例えばこういうことがありますとか、そういう形にしないと、行政にかかわっていない人から見ると非常に答えづらいんじゃないかなという印象を持つんですが、いかがでしょうか。

○大坪行政経営課長 アンケートをどのような形で実施するかというのはとても難しいと思います。要は、どれだけ県民の方の御意見をうまく集約できるか、吸収できるかということなんだろうというふうに思っています、そういう観点から整理をしたつもりではおります。前回は、実は平成17年2月にアンケートを実施しま

して、その際も主要な項目について御意見を伺ったり、あるいは「県の行財政改革に求めるもの」ということで、フリーにいろんな提案とか御意見をいただくような書き方にいたしましたので、基本的にはそれに沿って項目の整理をしたということでございます。

○武井委員 いつもそんな話ばかり聞いているじゃないかと言われそうですけれども、目標としてこのぐらいの数を集めたいというようなものは何かお持ちなんですか。

○大坪行政経営課長 できるだけ幅広く御意見をちょうだいしたいと思っています、ちなみに前回は1,100件余でございましたので、少なくともその程度はいただきたいというふうに思っています。ちなみに、統計的に見ますと、県の人口に対して、この種のアンケートをする場合には、大体500件ぐらいあったら統計データとしては大体大丈夫な結果なんだそうですけれども、そういうことで、前回は1,100件余でしたので、少なくともそのぐらいは意見がちょうだいできるように幅広くPRをしたいというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

引き続き、口蹄疫検証委員会の件なんですが、本会議でも質問しましたので重複は避けて御質問したいと思うんですが、議会では情報公開のあり方とかも質問したんですが、1回終わったわけなんですけれども、日にちまで決まって、3回目には調査報告の取りまとめというような形になっているんですけども、会議の内容も非公開だというようなこともこの前、議会でもあったわけなんです、きのう、国の分はなかなか国の責任を認めない形で、ああいう形で出て新聞でも非常に話題になっていましたけれども、ここまでがっちりスケジュールまで決めら

れて、3回で終わりですという形で、ましてや、メンバーもこれだけ忙しい方ばかりでということで見ると、こういった短いスケジュールの中で、少ない回数の中で、深まった議論をしていくというのは物理的にも相当難しいんじゃないかと思うんです。これが場合によっては4回とか5回とか、普通だったら、検証委員会ですから、納得できる結論が出るというところまでいって、取りまとめの時期というのは逆に出るんだろうと思うんですけれども、スケジュール感がここまでコンプリートされているということに対してちょっと違和感を感じるんですが、いかがでしょうか。

**○大坪行政経営課長** これはあくまで予定でございます。実際にやってみて、3回でまだ終了し切れない、調査が不十分だ、議論が不十分だということになれば、当然、4回目、5回目もあるということございまして、これは現段階での想定ということですよ。

それと、10月下旬を目途としていますのは、できれば国に対する提案・要望をまとめたい。そして、法律改正の中身についても提案をしたいというふうに思っているものですから、そこからさかのぼりますと10月下旬ぐらいにまとめるほうがいいのかということ、一応、目標設定はいたしているところでありますが、先ほど申しましたように、この段階でまだまとまらないということになれば、さらに詳細に調査検討をするということになります。

**○武井委員** ちなみに、アンケート調査とあるんですが、今はそういった準備などをされているんでしょうけれども、どういう項目のことをだれに聞くか、すなわち、県に対して協力的な方もいればそうでない方もいたり、肯定的な方もいれば否定的な方もいる、さまざまな立場の

方があると思うんですけれども、気になりますのは、どちらかという県に好意的な方だけでアンケートをとったら非常にいびつな結果が出る可能性だってあるわけですね。そういった意味で、内容とか、対象とか、そういったものというのは非常に重要になってくると思うんですが、そのあたりというのはどのようにお考えになっていらっしゃるか、伺います。

**○大坪行政経営課長** 実はアンケート調査は、先週発出をいたしまして、現在、進行中でございます。様式は5種類準備をしました。まずは、今回、殺処分を行いました、患畜、疑似患畜、ワクチン接種したすべての農家、1,300戸ぐらいになりますが、その農家にはすべてダイレクトメールで送りました。それと、県内に在籍していらっしゃる大きな動物を扱う獣医師さん方にも、ほぼ全員に行き渡るような格好で発送をいたしております。さらに、県内の全部の市町村、主要な団体、関係機関としまして自衛隊とか消防とか警察、そしてさらに一般県民の方、あと、農家だけではなくて、今回、商工業者の方にもいろんな影響が出ていますので、商工業の主な団体等にもお送りしています。特に一般県民の方はどなたが参加してもいいようなアンケートの形態になっていますので、武井委員おっしゃったように、県にとって都合のいいような、そういうことではなくて、耳の痛い御意見も含めて幅広くちょうだいをしたいというふうに思っております。さらに、現地調査、ヒアリング調査もすることになっておりますが、来週から実施をしたいというふうに思っています。来週から現地に委員と一緒に参りまして、そこでもできるだけ多くの方から御意見をいただくということで進めていきたいというふうに思っております。

○武井委員 わかりました。活動は今後も非常に大事な活動になると思うんですが、最後に、この会議の結論のプライオリティーというか、重みみたいなものについて確認をしたいと思うんですけれども、最終的に、この委員会の結論というのは、イコール県の結論ということになるのか、それともこの委員会の結論を踏まえて、もう一回、県の部長さんなんかの会議の中でもまれてという形になるのか、そのあたりの会議の結論の位置づけみたいなものをお聞かせいただきたいと思います。

○大坪行政経営課長 位置づけとしては、県知事の私的諮問機関ということになりますので、御意見をちょうだいして、それをもとに県のいろんな施策に反映させていくということになります。したがって、ここで最終的に調査報告書をまとめますが、それはこの検証委員会としての報告書という格好になります。それを受けまして、県のほうでは、そこに記していますように、いろんなマニュアルの作成に入ったり、体制の構築を進めたりというふうなことを進めていくということになります。

○井上委員 今の口蹄疫対策検証委員会のことなんですけれども、今、武井委員の質問である程度外枠はわかったんですけれども、基本的には庁内調査チームというのが具体的にいろんな働きをしていくわけですね。まとめは委員会のほうでしていただけるということなんですけれども、この庁内調査チームというのは、メンバーを見ますとお忙しい方ですね。現実には庁内調査チームの方たちがそういうふうな動きが基本的にできるのかどうかというのが、いろいろな点で言えばここにかかると思うんですよ。ですから、ここと委員会との関係とか、そういうのについてどうなっているのか。

○大坪行政経営課長 庁内調査チームのメンバーもきょう、4人ここに同席していますけれども、しょっちゅうやっています。あしたもそろって打ち合わせをしたいというふうに思っています。かなり精力的に仕事を進めているということでございますが、ただ、おっしゃるとおり、この5名だけではなかなか不十分な点もございますので、それぞれの課の職員もバックアップをするということで、一体となって作業を進めているところでございます。

さらに、その下に農政水産部の分科会ということで整理していますけれども、特に今回、調査をする中の防疫措置に関することは、農政水産部のほうで詳細に調査をしませんと、それに対する判断とかできませんので、そういった防疫対策の作業は農政水産部のほうでしっかりやるというふうにいたしております。

○井上委員 重ねてあれなんですけれども、基本的には、一番近いところの現場にいらっしゃった市町村の人というのは、じかに肌のあれを感じるようなところでやってこられた方たちなので、その方たちと庁内調査チームとの関係はどうなるんですか。

○大坪行政経営課長 先ほど、来週から現地調査に入るというふうに言いましたが、現地調査では、それぞれの現場で第一線で頑張っていた市町村の方からも十分にお話を聞くということにいたしております。したがって、今回、我々の宮崎県の検証委員会というのは、おっしゃったように、肌感覚でもって十分な調査をする、できる限りの調査をするということが大事だというふうに思いますから、そこはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○井上委員 どっちが責任があってどっちがど

うこうでということ重視して検証をするのか、それとも、今後のことも含めてですけれども、そうやって検証していくのかというのでは、また視点もちょっと違ってくるのかなという思いがします。ただ、知事が諮問機関としてお願いしたものなので、ここが出したものというのはやっぱり注目されるし、大きいと思うんです。ですから、そこを誘導されちゃ困るなというのがすごくあるわけです。もちろん誘導とかいうのはないんでしょうけれども、率直に宮崎県の口蹄疫対策の検証委員会としての重みというか、厚さというか、先ほど武井委員からも出ましたけれども、それは十分に担保できるような検証委員会であることが必要だと思いますけれども、そこについてはいかがなんでしょうか。

**○大坪行政経営課長** まさにそこが生命線だというふうに思っています、これが県よがりの報告書になっては何にもならないわけです。今回、僕らもその当事者として中に入って作業をして、みんな一生懸命やったのは事実です。一生懸命やったんですけれども、振り返ってみれば、あのときこうすればよかったというのは結構出てくるんだろうというふうに思います。そういうことは内側から見てもわかるでしょうし、外側からもいろんな御意見が出てくるでしょうから、そういうことを踏まえて、今後仮に発生した場合に、きちんと初動体制で押さえ込めるかどうかとか、あるいは、この問題というのは口蹄疫だけじゃないと思うんですね。そのほかのいろんな感染症にも応用できるような事案だと思いますので、そういった今後のいろんな対策に反映できるように、しっかりとした検証を進めていきたいと、そんなふうに考えております。

**○井上委員** 物すごく期待していますので、家

伝法も含めてそうですけれども、今回のことの検証の結果では、法律が変わらないといけないものというのは物すごくあるわけですね。ですから、この宮崎県の口蹄疫対策検証委員会の報告書というのは、そこを十分国が重視して、大事にさせていただかないといけないところだと私は思っていますので、時間的には庁内調査チームの方たちもお忙しいとは思いますが、ここは熱心にやっていただいて、ハードになる可能性は高いと思いますが、そこはしっかりと受けとめてやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

**○押川委員長** お願いをしておきます。

**○横田委員** 同じく検証委員会についてなんですけど、以前、庁内調査チームを中心に、委員会以外の専門家とかの意見聴取もするという事をお伺いしていたんですけれども、どういった分野の専門家の意見を聞こうと思っておられるのか、お伺いしたいと思います。

**○大坪行政経営課長** まずはアンケート調査の後半に行いますので、そのアンケートの中で、特にお名前とか電話番号とかもお書きになっている方で、この方にはもうちょっと聞いてみたいなという内容があったら、そういう方にもお話を聞いてみたいと思っています。それと、来週から入ります現地調査等の中では、市町村の方、獣医さん方、主要な農家の方、そういった方々にまずは一通り御意見をいただこうというふうに思っております。

**○横田委員** 私も消毒の専門家とかの御意見もお伺いして、この前の代表質問で今回行われた消毒が本当に正しかったのかという質問もしようと考えていたんですけれども、終息したばかりで、消毒のあり方がもし間違っていたとか、そういう話になると県民の不安をあおるという

ことで今回、取りやめたんですけれども、そのかわりにこの検証委員会等でそういう消毒等の専門家の意見もぜひ聞いていただきたいというようなこともお願いしたものですから、ぜひ、そういう方の意見も聞いていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○大坪行政経営課長** 消毒につきましても、防疫対策の中の大きなポイントになっていますので、そこは十分に配慮したいと思っております。

**○前屋敷委員** 検証委員会の件についてですが、体制の問題だとか、調査内容もいろいろあるかと思ひます。この中で調査内容については、具体的なものは明記はされていないんですが、この間、本会議などでも知事が答弁される中で、今後の防疫対策のかなめであるところの感染ルートの解明、これを検証委員会で、国は、今、中間取りまとめではまだ特定できないという状況の中で、果たしてこのままでいいのかというのが全体の御意見だと思うんですけれども、それで、県の役割として、この検証委員会で国と一体となった解明の方向にということで御答弁もされておられるんですけれども、検証委員会での感染ルートの解明の手だてというのも調査内容には十分盛り込まれているのかどうかですね。

**○大坪行政経営課長** どういったルートで感染をしたのか、その原因は何だったのか、さらには飛び火した原因、県の施設にも入りましたので、そういった原因というのはしっかりと調べてみたいというふうに思っております。国のほうも疫学調査チームができて、かなり調べていらっしゃるようですけれども、県は県としまして、いろんな方の話を聞いてみたり、現場にも行ったりしながら、そこはできる範囲ということになります、一生懸命やってみたく

いうふうに考えております。

**○前屋敷委員** ぜひ、そこは徹底して、みんなの一番の関心事だと思いますので、その解明なしには前に進まないところですので、お願いしたいと思ひます。

行財政改革の県民アンケートの件で、18ページの間6の組織のスリム化を今、県としては図っているという設問のところなんですけれども、組織のスリム化も必要ですが、立場から言えばスリム化してほしくないという中身もあるんですね。それで、県の組織の数とか職員の数の削減に取り組んでいるという設問になっていて、参考に前回の事例も出されているんですけれども、こういう設問の仕方で妥当かなというのが一つあるんで、組織の数とか抽象的じゃなくて、どういう機関があるとかいうような事例も示しながらでない、まさに、さっきも言われましたが、行政に携わっていなかったり、一般の県民の方にとっては、どういう組織があるのか、機構があるのかというのもわかりませんので、その辺のところはもう少し理解できるような形で設問が必要かなと思ひました。

それと、調査規模と対象者ですが、希望者はだれでもアンケートに答えられるということですが、どういう手段を使って県民の皆さんがアンケートに加われるのかというあたりのところも御説明ください。

**○大坪行政経営課長** アンケートにつきましては、できるだけわかりやすくということには十分留意したいと思ひますが、一方で、余りボリュームが多くなっても読みづらいというところがありますので、そこは十分検討して、最終的に発出をしたいというふうに思っております。

それから、周知の方法ですけれども、当然ながら、県のいろんな広報媒体がありますので、

そういったところを通して周知をするということ、それと県内にいろいろ総合庁舎等もありますので、そういったところへ送付しまして、そこでも受け取れるようにとか、当然、県のホームページでも入手できるようにということで、できるだけたくさんの方が目に触れられるような方法でやっていきたいというふうに考えております。

**○前屋敷委員** 偏ったところからのアンケートじゃなくて、調べて、いろんな分野からの意見が必要だというふうに思うんですね。そういった意味では、周知の仕方、きちっと網羅されるような形で情報を出していただきたいというふうに思います。

**○鳥飼委員** 2点お尋ねします。1点は、今、出されましたけれども、行財政改革のところ、現状を私、見てみますと、知事部局で1,000人ということで今、990人ぐらいに減員になって、ゴムで例えれば伸び切ったゴムになっているんじゃないかなというふうに思っているんですけども、現状をどういうふうに見ておられるのか、お尋ねしたいと思います。

**○大坪行政経営課長** 知事部局だけで1,000人ということではございませんで、教育委員会とか警察等も含めての1,000人ということでございます。確かに、スリム化を図るといのは重要な視点であります。特にこれだけ財政状況、厳しい中で、できるだけスリム化を図って効率的に仕事をするというのは重要な視点でしょうけれども、一方では、新しい行政需要にしっかり対応するというのも重要な視点でしょうから、そこをうまくバランスをとりながら今後は進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

**○鳥飼委員** 失礼しました。全部で1,000人です

ね。私の認識は、伸び切ったゴムみたいになっているなというふうに思っていて、本会議でも申し上げましたけれども、県庁職員の時間外労働を見てみましても、数百時間といえますか、大変な状況の中で時間外をやっている。業務の調整をすればいいんでしょうけれども、それがなされないままに来ているところが大きな問題点だと思いますので、そこは指摘をしておきたいと思います。

アンケートについて要望しておきたいと思いますが、実は、口蹄疫のところもそうなんですけれども、7月15日現在、防疫対策従事者で15万8,500人という数字が出ているんです。この表では、国、都道府県、自衛隊、警察官、宮崎県職員、市町村職員、団体、JAとなっているんですけども、ここでも宮崎県職員と一くくりになっているんですね。しかし、教育委員会の学校の先生たちも病院局とかも県職員ということだろうと思います。そこは誤解を招くというのか、今回も、宮崎県職員はそのうち4万8,000人となっているんですけども、宮崎県警の皆さん方はどこに入っているのかなということでも聞きましても、ちょっとわからない点やらもあまして、これを明確にしていくということで、問6で一くくりで県職員1万8,000何ぼとしましても、教職員、警察官といえますから、そこでどうだったのかというのを載せておいていただいたほうが判断しやすいんじゃないかなと。県民の皆さん方も、中身を知らないままに数字を見て判断をされると誤解を招くということがありますので、そこはお願いをしておきたいと思います。

それから2点目のほうですが、口蹄疫の関係で、人事課長にも前、お伺いをしたんですけども、公務災害の方が40人ぐらいだったと思う

んですけれども、もう一回、御報告いただければお願いいたします。

**○桑山人事課長** 口蹄疫の防疫作業に従事した職員に係る公務災害の状況ということで、現地の本部に報告があったもの、それ以外に漏れていたものもありまして、全体で、けがをしまったというような方々が41件、これは9月3日現在の集計でございます。そのうち、公務災害として申請を上げてこられた方が30という状況でございます。

**○鳥飼委員** 公務災害で認定をされればどういう給付というか、対応というのがされるということになるんですか。

**○桑山人事課長** 通常の地共済の保険を使っていると、自己負担が3割出てまいりますけれども、公務災害適用になりますと、その自己負担分、地共済の負担分を含めて、すべてが公務災害の基金のほうから支出されると。本人にとっては負担がゼロということになります。場合によって後遺症が残ったような場合には、それに対する補償というケースが出てくる場合もあり得ます。

**○鳥飼委員** 休んだ場合とかいうのはどのような処理になりますか。休暇をとらざるを得なかったという場合。

**○桑山人事課長** 公務災害で休職というような状況に至った場合でも、通常の病休であれば100分の80という支給割合になりますが、公務災害で休職に至った場合は、100%の給与が支給される、そういった点が一般の傷病による休職との違いがございます。

**○鳥飼委員** わかりました。

それで、口蹄疫の従事職員の方で今回、いろんな傷害をということで、この間、本会議でも出されましたけれども、もう一度、假屋課長の

ところになるんですか、内訳なり合計なりをお願いいたします。

**○假屋総務事務センター課長** 今回の防疫作業に伴います傷病等の実態調査をしましてところ、7月末で424件の傷病を負った者ということで報告を受けております。その中で、現地で処置をした方が21件、病院に行かれて処置をした方127件、自宅で処置をした方166件、放置した方、軽くて何もなかったという方が110件、以上でございます。

**○鳥飼委員** 424件ということですか。公務災害の場合はこういうふうな措置があるということですから、もうお答えは要りませんけれども、本人の不利にならないように、しっかりした対応をお願いしておきたいと思います。

**○押川委員長** ほかにございませんか。

**○井上委員** ちょっと申しわけないんですが、私どもの新みやぎの会派から水間議員が代表質問で宝くじの問題を出しましたけれども、これは考えようによっては有効な手段になり得ると思うので、それについて具体的にどのような、代表質問からそう時間がたっていないのであれなんですけれども、答弁によると、検討してみましようみたいな話で終わっているんですけれども、正直、これについてはどのようなお考えなんですか。

**○日隈財政課長** 議会で答弁させていただいておりますけれども、前例からいくとなかなか厳しい状況です。例が少ない、阪神大震災であるとか、新潟の中越地震、いわゆる激甚災害指定の場合の、それも事業が対象になります。事業については生活基盤を失ったような公共事業等が対象になりますので、要件関係からするとなかなか厳しい状況です。根拠は、地方財政法の関係で、それに係る総務省の省令がございます。

省令の中で何とか読み込めないかということで、我々のほうでもいろいろ総務省のほうに要望という形でお願いはしているところです。なかなか厳しい状況ですが、強く要望してまいりたいと考えております。

○井上委員 あれには限定されているわけですね。事業も限定されているわけで。復旧事業なんかはいいと。だったら埋却地の今後の環境問題も含めて、現実に私たちが今後負担を多く強いられるであろうというところに公共事業として入れる可能性はすごくあるじゃないですか。もうちょっとひねりと言ったらおかしいけれども、アプローチの仕方を変えてみたりしてやってももらえないのかなと。接触してみてももらえないのかというのを強く要望したいんですけれども、いかがですか。全く意欲ゼロですか。

○日隈財政課長 実は私も、先々週になりますけれども、総務省にも直接行きまして、地方債課のほうとも話をしてまいりました。先ほど申し上げました省令の中では、大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害、これによる災害対策に係る事業という省令がございますので、この中で、まず省令改正が必要なのかどうかということを含めて、あるいは解釈でできないのかということを含めて、御相談しているところです。その上で、もし可能となった場合には、今度は、来年度発行の宝くじの計画に乗せるということになりますので、例えば100回宝くじ発行があるとすると、1回分だけは宮崎のためにだけということになりますので、これは全国の会員である都道府県あるいは政令市の了解を求めていくことも含めて、今後取り組まなければならないということになってくるのかなと思っております。いずれにしても、まずは総務省のほうの了解のもとに、そしてすべてを了解とって

いくという作業、その場合、恐らくネックは鹿児島県であるとか熊本県、そういったところにも了解をいただいて、その都道府県が売ってくれるという了解もとっていかなくちゃいけないということになってくるので、ちょっと時間もかかろうかと思いますが、その点はしっかりやっていきたいと考えております。

○井上委員 ぜひよろしくお願ひしたいんですが、私どものように本当に財政力の弱いところで表に出ている金額だけで2,350億というのは、これはめちゃくちゃ大きい金額なんですね。そこをもう一度復興させていくということになると、何らかの方法をとりたいと。これについてはまた強くプッシュして見ていただきたいというふうに要望しておきたいと思ひます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○福嶋市町村課課長補佐 大変申しわけございません。委員会資料の訂正をお願いできればと思ひます。11ページをごらんください。10番、11番の事務の所管部局でございますが、経営金融課となっておりますが、正しくは商工政策課でございます。大変申しわけありません。訂正をよろしくお願ひいたします。

○押川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 なければ、次に、請願の審査に移りたいと思ひます。請願第39号であります、「司法修習生給費制存続の意見書提出を求める請願」ということで、執行部のほうから説明はございませんでしょうか。

○緒方総務課長 説明することは特にございません。

○押川委員長 それでは、委員の皆さん方から質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○押川委員長 何もないようでありますから、  
以上をもちまして総務部を終了いたします。執  
行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時21分休憩

---

午後 2 時25分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最  
終日に行くことになっておりますので、あす、  
行いたいと思います。開会時刻は13時30分とい  
たしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いた  
します。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 本日の委員会を終了いたしたい  
と思いましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 以上をもちまして本日の委員会  
を終了いたします。

午後 2 時26分散会

平成22年 9月17日（金曜日）

---

午後 1 時27分再開

---

出席委員（9人）

委 員 長	押 川 修一郎
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	中 村 幸 一
委 員	横 田 照 夫
委 員	松 村 悟 郎
委 員	井 上 紀代子
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	前屋敷 恵 美
委 員	武 井 俊 輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	馬 場 輝 夫
議 事 課 主 査	大 下 香

---

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括採決を行いたいと思います。

議案第1号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。まず、請願第39号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 請願第39号については採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、請願第39号の賛否をお諮りいたします。

請願第39号について採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 挙手多数によって、請願第39号は採択することに決定いたしました。

ただいま請願第39号が採択されましたが、当請願は、意見書の提出を求める請願であり、委員会発議として意見書案を提出することについては、全会一致での決定が必要でありますので、お諮りいたします。

請願第39号について、委員会発議としての意見書案を提出することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ございませんので、委員会発議として意見書案を提出することに決定いたします。

それでは、意見書の内容について何か御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時30分休憩

---

午後 1 時30分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

意見書案のとおり、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 31 分休憩

---

午後 1 時 34 分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

先ほど出た意見、昨日の委員会での御意見を入れさせていただいてやっていきたいと思っておりますので、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、口蹄疫に関する提言・要望についてであります。

当委員会の所管事項について御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 34 分休憩

---

午後 1 時 54 分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

それでは、ただいまの御意見等については、委員会の意見として検討会に御報告をするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

県民政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 54 分休憩

---

午後 1 時 55 分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 以上で、委員会を終了いたします。

午後 1 時 55 分閉会